# 熊本市子ども輝き未来プラン 2015

【平成27年度～平成31年度】

## 子どもが輝くまち くまもとづくり

平成27年3月

熊本市

# 「熊本市子ども輝き未来プラン」の策定にあたって

熊本市は、清らかな地下水と豊かな緑、築城４００年を超える熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、そして快適な都市機能を併せ持つ九州中央の拠点都市です。

平成２４年４月には、全国で20 番目の政令指定都市へ移行し、現在、「ずっと住みたくなる街」誰もが憧れる上質な生活都市くまもとづくりを進めているところです。

さて、我が国では、急速な少子化の進行とともに深刻な人口減少に直面している中、生活様式の多様化等に伴う核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化等、子どもや子育て家庭などを取り巻く環境は大きく変化し、子育て世帯の孤立化や仕事と家庭の両立の困難さが増すなど、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加しています。

このような中、熊本市はこれまでも次世代育成支援行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」において「子どもの声がひびく地域（まち）づくり」を基本理念に掲げ、様々な子育て支援策を推進してきました。さらに今般、「次世代育成支援対策推進法」の延長や「子ども・子育て関連３法」の成立に伴う「子ども・子育て支援新制度」のスタートにより、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が推進されることとなったことを受け、このたび、平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間の取り組みとして、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に定めた「熊本市子ども輝き未来プラン」を策定いたしました。

熊本市の未来を創る子どもは、熊本市の宝であり、希望であり、夢です。本市では、今後、このプランに基づき、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、「子どもが輝くまち　くまもと」づくりを進めてまいりますので、皆様には、本市市政に対しまして、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご審議をいただきました熊本市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げまして、ご挨拶といたします。

平成 27 年３月

熊本市長　大西一史

# 目 次


第１章　計画の策定にあたって

1.策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（1）家庭・地域・社会の状況 1

（2）国における取り組み 〃

（3）少子化の進行 〃

（4）熊本市における取り組み 2

2.法的根拠・計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3.他の計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4.計画の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

5.計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃

6.策定体制・推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 〃

第２章　子どもを取り巻く環境の変化

1.子どもをめぐる現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（1）出生数・出生率 5

（2）人口減少と人口構造の変化 6

（3）未婚化・晩婚化の進行 7

（4）核家族化・地域の繋がりの希薄化、社会経済の動向など 8

2.本市における子ども・子育て支援に係る動向など ・・・・・・・ 10

（1）子ども・子育て支援に係る成果指標の状況 10

（2）地域の子育て環境や支援に対する満足度 12

（3）次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の評価 〃

（4）計画策定に向けて 13

第３章　計画の基本的な考え方

1.基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

2.計画の推進に必要な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

3.基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

# 目　次

第４章　各施策体系・施策の概要
施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
成果指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

基本方針１　安心して子どもを産み育てられる
子育て家庭への支援　・・　21
施策１　地域における子育て支援サービスの充実........22
施策２　保育サービス及び幼児教育の充実........23
施策３　放課後児童対策の推進........24
施策４　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援........26
施策５　母子・父子家庭の自立支援の推進........28
施策６　子どもの貧困対策の推進........32
施策７　子育てにおける経済的支援の適切な実施........〃

基本方針２　子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援　・・　33
施策１　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進........34
施策２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進........37
施策３　食育の推進........38
施策４　小児医療（救急医療体制）の確保........〃
施策５　子どもの権利の保障........39
施策６　学校教育の推進........40
施策７　子ども・青少年の健全育成の推進........41

# 目　次


基本方針３　子どもが育つ安心の環境づくり　・・・・・・・・・・　42

施策１　地域における子育て支援活動の推進……42

施策２　子育てに役立つ情報提供等の推進……43

施策３　ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し……44

施策４　地域における子育て支援サービスの充実（再掲）……45

施策５　保育サービス及び幼児教育の充実（再掲）……〃

施策６　放課後児童対策の推進（再掲）……〃

施策７　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援（再掲）……46

施策８　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進（再掲）……〃

施策９　小児医療（救急医療体制）の確保（再掲）……47

施策 10　子ども・青少年の健全育成の推進（再掲）……〃

基本方針４　「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策　・　48

施策１ 結婚・妊娠・出産支援……48

施策２ 子育て支援の充実……〃

施策３　ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し（再掲）……〃

事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49


資料編


熊本市子ども・子育て会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・　85

熊本市子ども・子育て会議委員名簿　・・・・・・・・・・・・・　86

熊本市子ども輝き未来プラン策定経緯　・・・・・・・・・・・・　87

# 第１章　計画の策定にあたって

## １ 策定の背景

### （１）家庭・地域・社会の状況

近年、生活様式の多様化等に伴う核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化など、社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちや子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、子育て世帯の孤立化や仕事と家庭の両立の困難さが増すなど、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加している。

### （２）国における取り組み

国においては、これまで、家族や地域の子育て力の低下に対応して、全ての人が、子どもを安心して産み育てることができ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うため、平成１５年に「次世代育成支援対策推進法」が制定された。その後、有効期限が平成３６年度まで１０年間延長され、一般事業主行動計画[1]の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置といった、次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われた。

また、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24 年８月に子ども・子育て関連３法[2]が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されるとともに、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となった。

### （３）少子化の進行

近年、待機児童の増加、仕事と家庭の両立問題、大都市への人口流出による地域の活力の低下といった多様な問題を抱える中、出生率の低下や未婚率の上昇が要因となり急速に少子化が進行している。

国の「少子化危機突破のための緊急対策」[3]では、子ども・子育て支援新制度の施行などの「子育て支援」や「子育てと仕事の両立支援」などの「働き方改革」をより一層強化

[1]**一般事業主行動計画**…次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。

[2]**子ども・子育て関連３法**…平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。

[3]**少子化危機突破のための緊急対策**…国の少子化対策会議において決定された対策。緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3 本の矢」として推進することとされた。

するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策とし、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととしたところである。

### （４）熊本市における取り組み

本市では、平成２１年４月に策定した「熊本市第６次総合計画」において、平成３０年度までに、特に重点的に取り組む４つのプロジェクトの一つに「『くらし　わくわく』プロジェクト」を掲げ、主な取り組みとして「子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり」、「社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり」に取り組むこととした。

さらに、計画期間の中間年（平成２６年）を迎えるにあたり、社会情勢の変化や今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来的に人口 70 万人規模を維持し、都市機能や住民の生活の質を向上することができる、持続可能で創造的な都市を目指すという視点から、３つの取り組みの一つに、子どもを安心して産み育てられるまちづくりのため「少子化対策」の強化を盛り込み、目指すまちの姿である『湧々（わくわく）都市くまもと』の実現を図ることとしたところである。

これまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成２６年度までの１０年間の計画である、次世代育成支援行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」を策定し、待機児童解消のための保育サービスの充実や地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、障がい児の保育・教育の充実など、各種子ども・子育ての支援事業等に取り組んできたところである。

このような中、本市も、地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築し、総合的な取り組みを行うこととする。

## 2 法的根拠･計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく第３期（前期）の計画として策定する。また、策定にあたっては、第２期（後期）計画の基本理念や重点施策等を取り込みつつ、子ども・子育て支援法第 61 条[4]に基づく、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を含む子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定する。

[4]**子ども・子育て支援法第 61 条**…市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定める。

また、この計画と他の計画との関係については以下のとおりであるが、母子保健計画やひとり親家庭等自立促進計画などについても、子育て支援策としての総合性を高めるため、この計画と一体的に策定する。

なお、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえたものとする。

## 3 他の計画との関係

この計画における他の計画との関係については、上位計画である「熊本市第６次総合計画」や、「熊本市障がい者プラン」、「熊本市教育振興基本計画」、「熊本市男女共同参画基本計画」、「熊本市地域福祉計画」等関連計画との整合・連携を図るものとし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進する。

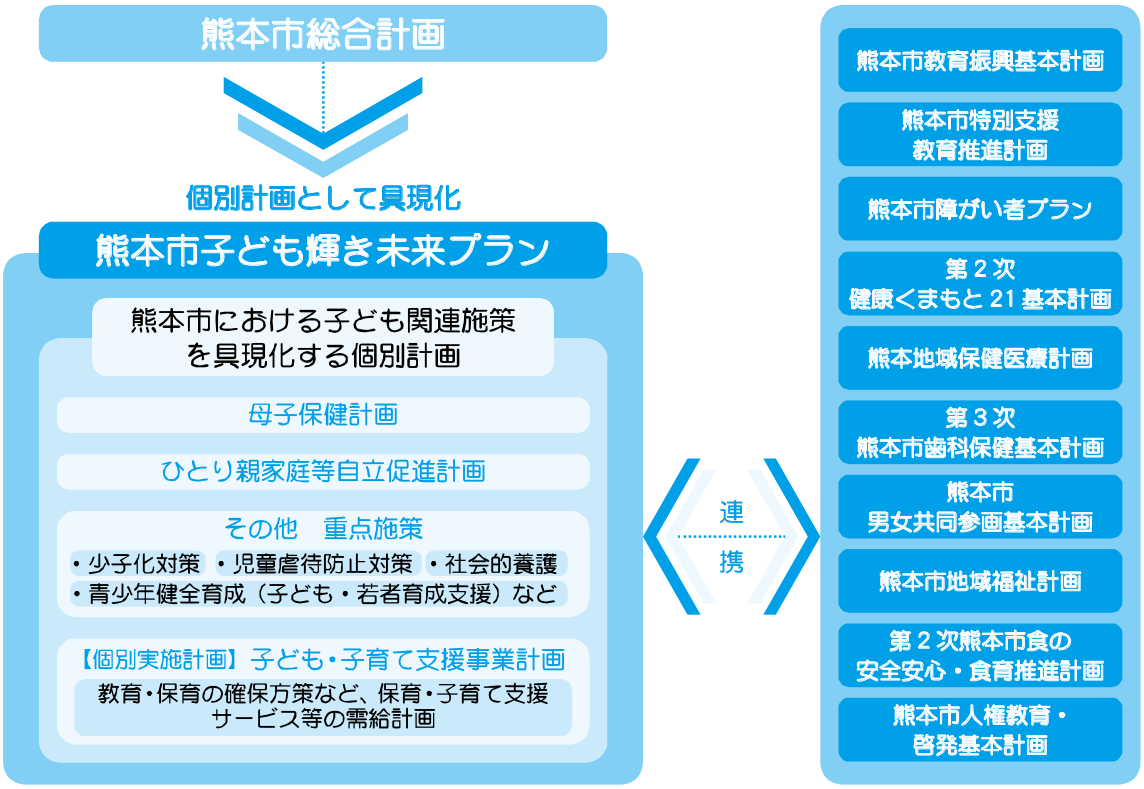

熊本市の子どもに関する計画とその期間

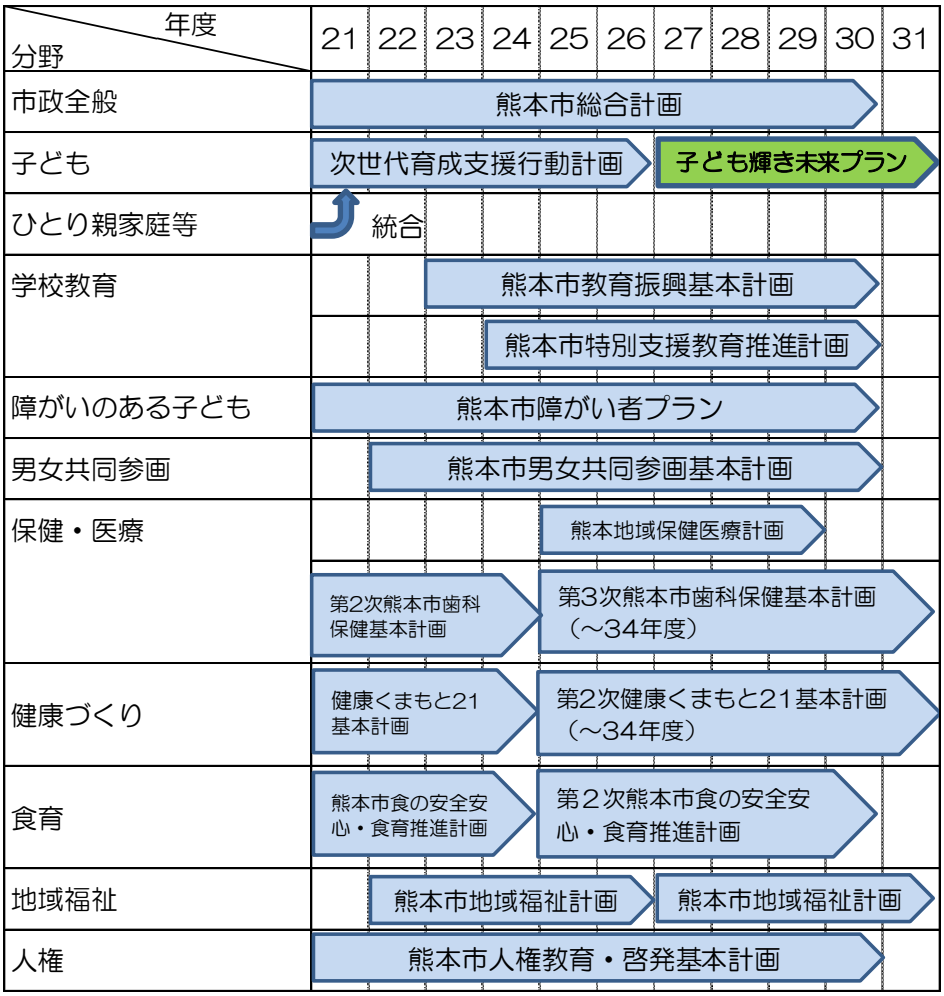


## 4 計画の対象

概ね１８歳未満の全ての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等様々な主体を対象とする。

## 5 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間とする。また、平成 31 年度末までに計画に係る必要な見直しを行い、再び平成 32 年度から５年間の計画を策定する予定である。

## 6 策定体制・推進体制

平成 25 年４月に、公募委員３人を含む１３人の委員で構成される「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、その調査・審議を踏まえ策定した。

計画策定後も、計画の進行管理及び検証については引き続きこの会議で実施する。

# 第2章 子どもを取り巻く環境の変化

## 1 子どもをめぐる現状

### （1）出生数・出生率

日本の年間の出生数は第１次ベビーブーム期には約 270 万人、第２次ベビーブーム期には約 200 万人であったが、最近では緩やかな減少傾向である。平成 25 年の出生数は 102 万 9,800 人で、前年の 103 万 7,231 人より 7,431 人減少した。

また、合計特殊出生率[5]は、第１次ベビーブーム期には 4.3 を超えていたが、1950(昭和 25)年以降急激に低下し、1989(平成元)年にはそれまで最低であった 1966(昭和 41)年(ひのえうま)の数値を下回る 1.57 を記録した。さらに 2005(平成 17)年には過去最低である 1.26 まで落ち込んだ。なお、2013（平成 25）年には 1.43 となっており、微増傾向ではあるものののなお低い水準にとどまっている。

■表１ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

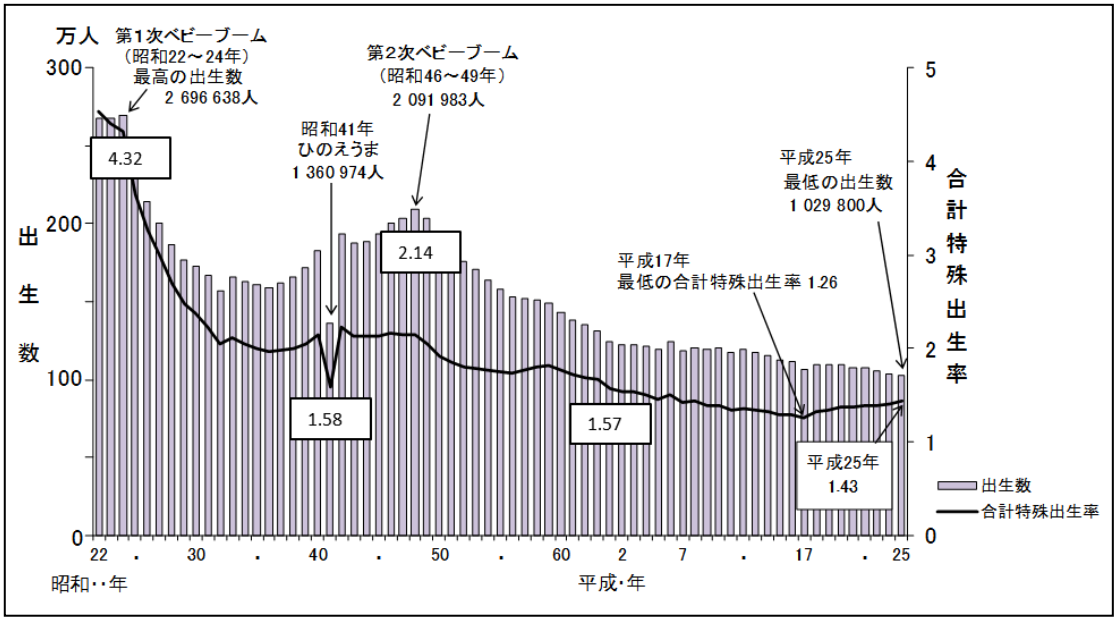


資料：厚生労働省「人口動態統計」

本市においても同様に、出生数はベビーブーム期以降減少傾向にあるものの、ここ数年は７千人を超える出生数で現状維持の状況である。

また、合計特殊出生率も、全国的な傾向と同様に、最近では微増傾向にあり、全国平均を超えており、平成 25 年で 1.50 となっている。

[5]**合計特殊出生率**…「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

■表 2　熊本市の出生数及び合計特殊出生率の年次推移

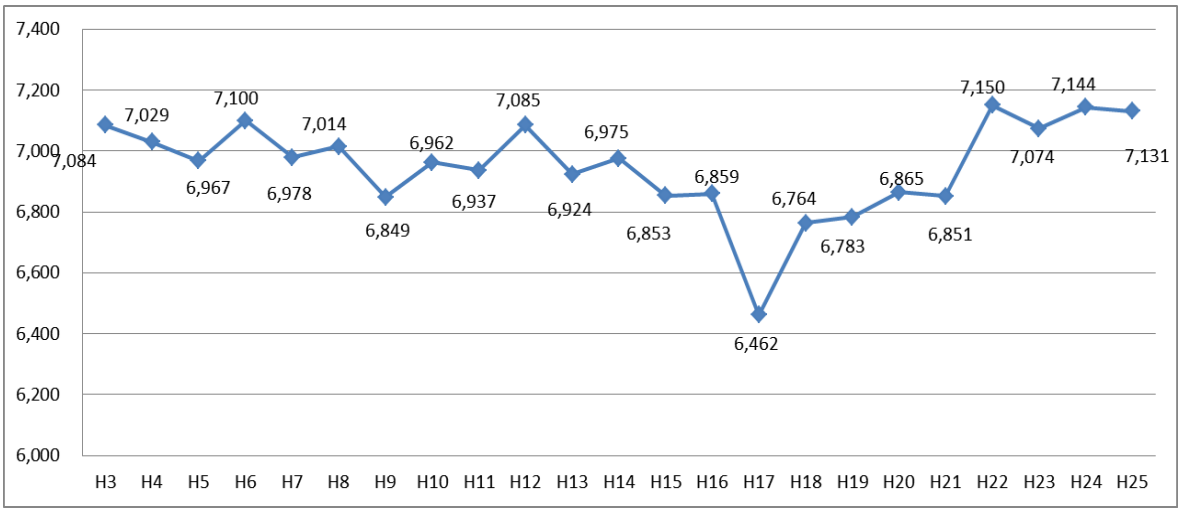


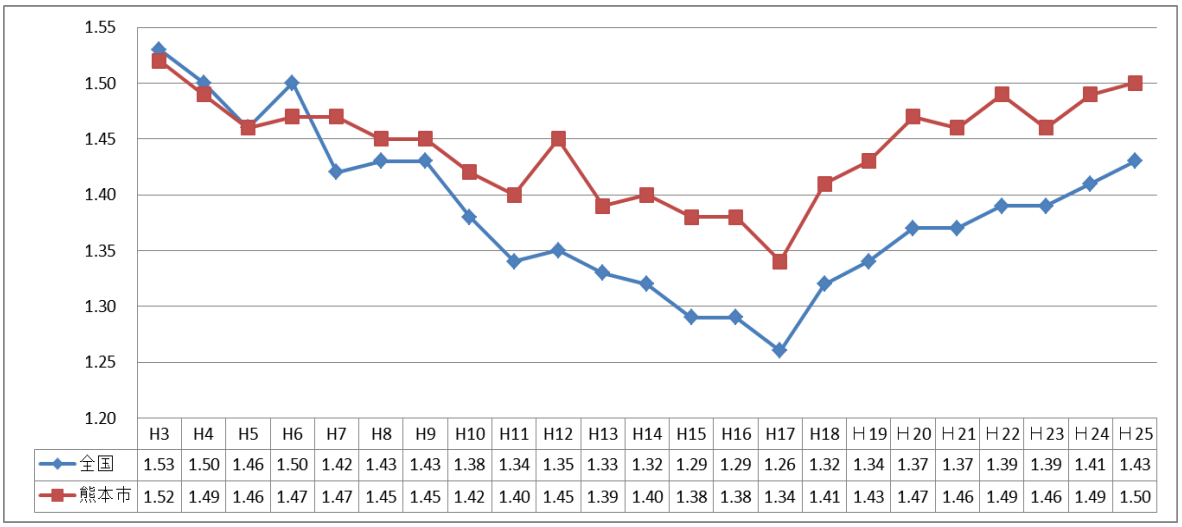


| | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 1.53 | 1.50 | 1.46 | 1.50 | 1.42 | 1.43 | 1.43 | 1.38 | 1.34 | 1.35 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 |
| 熊本市 | 1.52 | 1.49 | 1.46 | 1.47 | 1.47 | 1.45 | 1.45 | 1.42 | 1.40 | 1.45 | 1.39 | 1.40 | 1.38 | 1.38 | 1.34 | 1.41 | 1.43 | 1.47 | 1.46 | 1.49 | 1.46 | 1.49 | 1.50 |

資料：熊本市「熊本市の保健福祉」より作成

## （2）人口減少と人口構造の変化

「日本の将来推計人口」[6]の推計では、2010(平成 22)年の約 1 億 2,800 万人から長期の人口減少過程に入り、50 年後の 2060（平成 72）年には 8,674 万人になると見込まれている。

また、人口構造そのものも大きく変化し、特に年少人口(0～14 歳)は、2010 年の 1,684 万人から 2060 年には 791 万人となり、総人口に占める割合は、それぞれ 13.1%から 9.1%となると推計されている。

[6]**日本の将来推計人口**…全国の将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模、ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計を行ったもの。

■表 3　日本の人口構造の変化

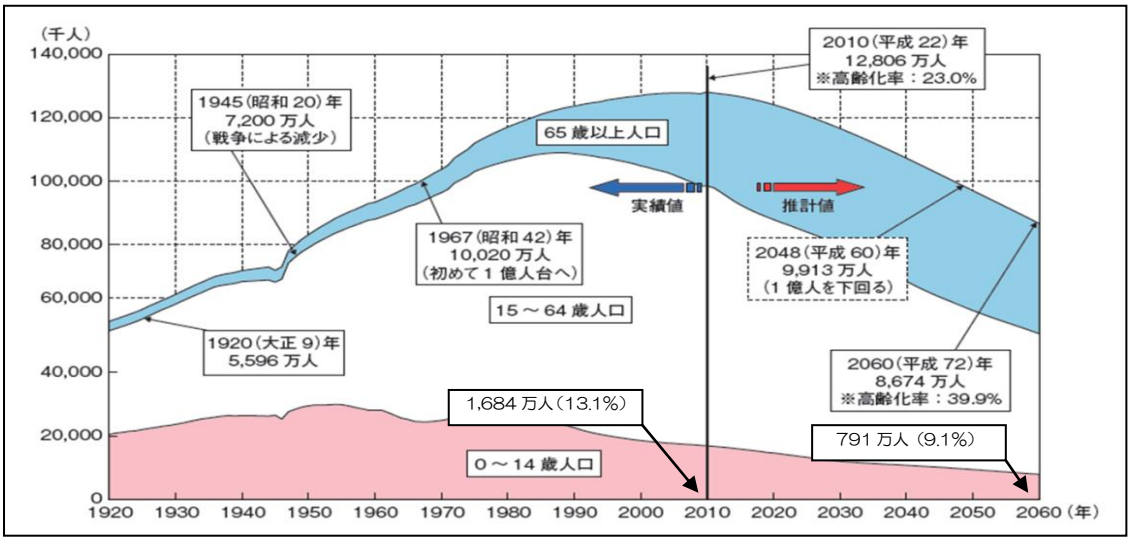


資料：実績値（1920 年～2010 年）は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和 20 年人口調査」、推計値（2011～2060 年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の中位推計による。

## （3）未婚化・晩婚化の進行

こうした少子化の背景には、未婚化・晩婚化の進行があると言われているが、未婚化に関しては、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となっている一方、未婚率は男女ともに上昇傾向にあり、25～29 歳の女性の未婚率は全国平均で 2010（平成 22）年には 60.3%となっており、1985(昭和 60)年と比較して約 30%の上昇となっている。

また、晩婚化に関して、平均初婚年齢は、2012（平成 24）年には、夫が 30.8 歳（対前年比 0.1 歳上昇）、妻が 29.2 歳（同 0.2 歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行している。

■表 4　平均初婚年齢と母親の平均出生児年齢の年次推移

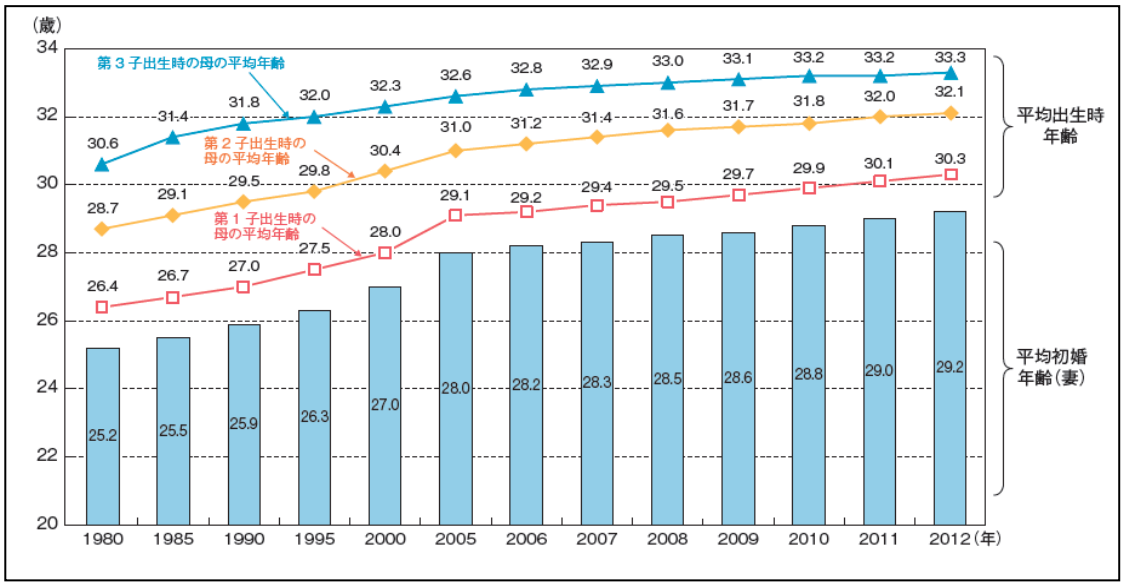


資料：厚生労働省「人口動態統計」

## （4）核家族化・地域の繋がりの希薄化、社会経済の動向など

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況である。

また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年者の雇用をめぐる環境を見ると、完全失業率及び非正規雇用割合はともに高い水準で推移している。

さらに、出産を機に仕事と家庭の両立が難しいという理由で退職する女性も存在するなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しいことがうかがえる。

とりわけ、女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。

■表 5-1　全国の女性の年齢階級別労働力率の推移

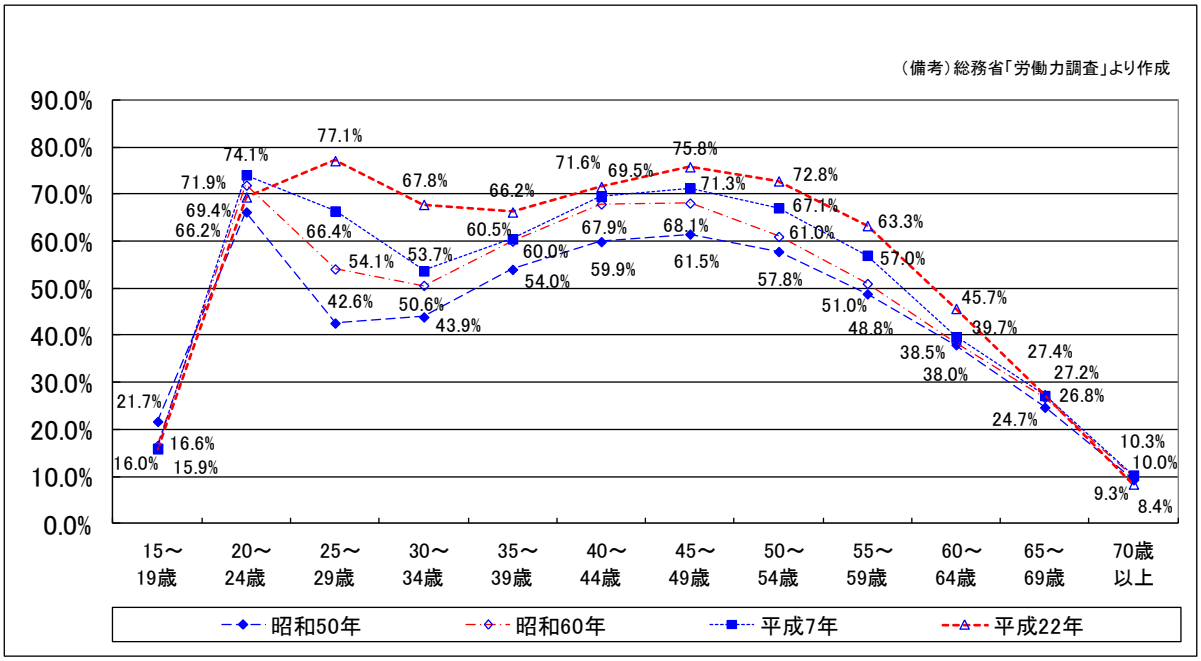


資料：総務省「労働力調査」より作成
「労働力率」…15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■表 5-2　全国と熊本市の女性の年齢階級別労働力率の推移比較

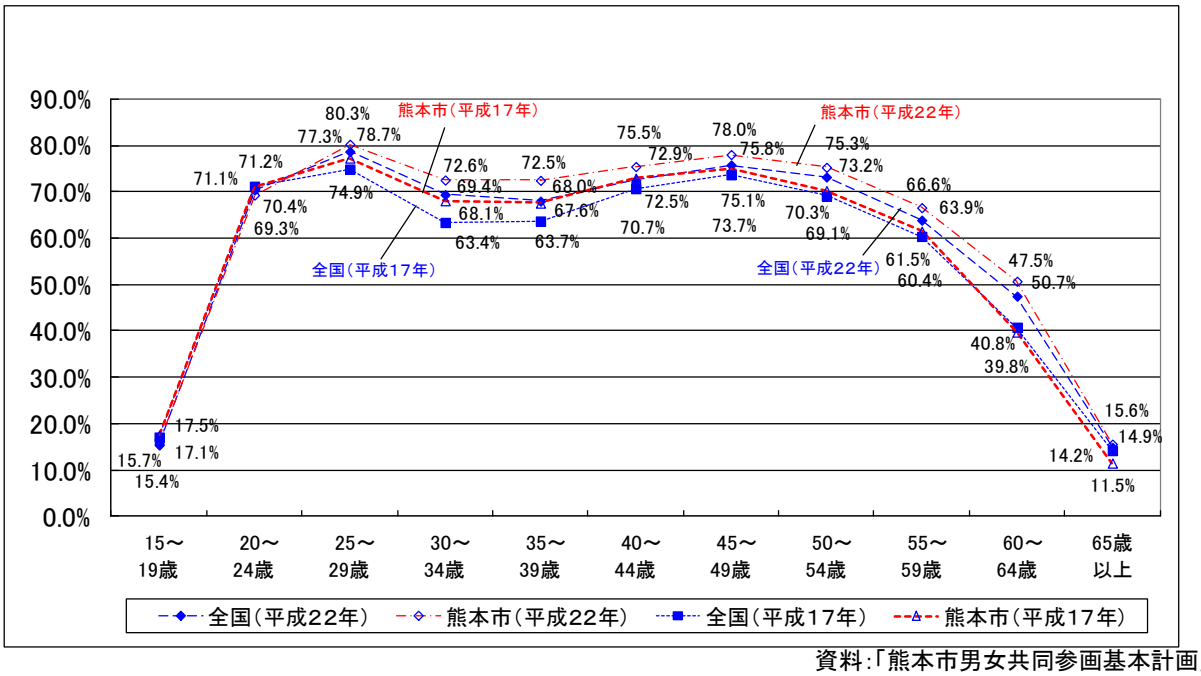


資料：「熊本市男女共同参画基本計画」

一方、母親とともに育児の担い手である男性の労働時間の状況について、どの年代においても、週 60 時間以上の長時間労働は 2005（平成 17）年以降ほぼ減少傾向にあるが、子育て期にある３０～４０代男性については、他の年代に比べ最も高い水準となっている。

■表 6　年齢別就業時間が週60時間以上の男性雇用者の割合

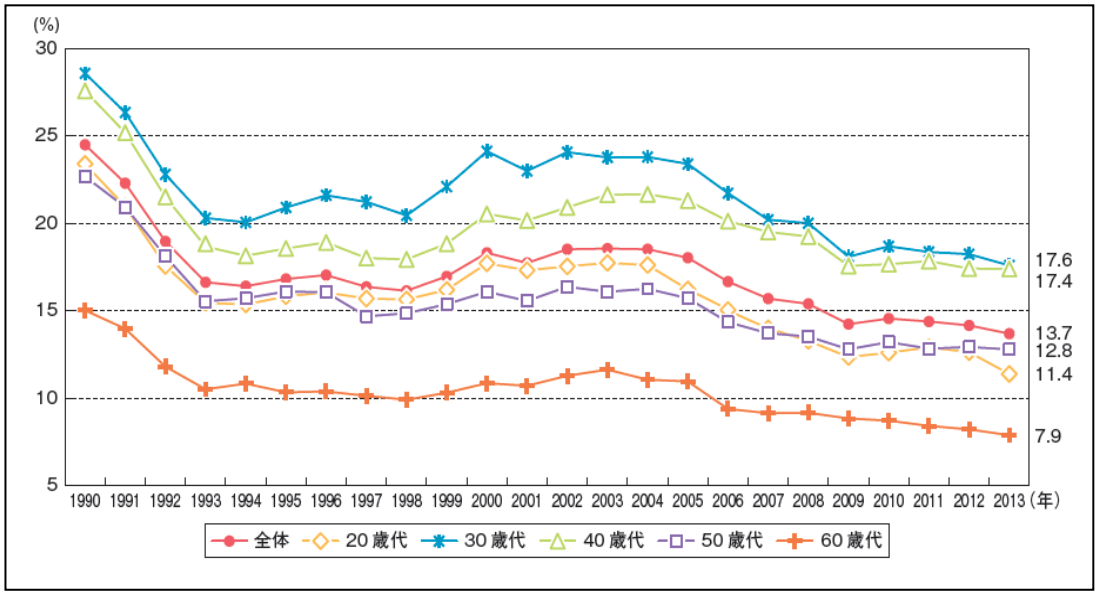


資料：総務省「労働力調査」
数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合
2011 年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果

## 2　本市における子ども・子育て支援に係る動向など（子ども・子育て支援に係る成果指標の状況とニーズ調査結果からみた課題など）

### （1）子ども・子育て支援に係る成果指標の状況

「熊本市第６次総合計画」では、子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進を掲げ、その成果指標として、

①「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」

②「子育てが楽しいと感じる市民の割合」

③「地域での子育て支援活動に参加した市民の割合」

を設定している。

これらの指標の平成 20 年度から平成 25 年度にかけての変動をみると、子育て環境は平成 20 年度と比較して概ね改善傾向にあることがうかがえる。

#### ①子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合

平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人を合わせた割合は、4.8 ポイント増加している。

■子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合の推移

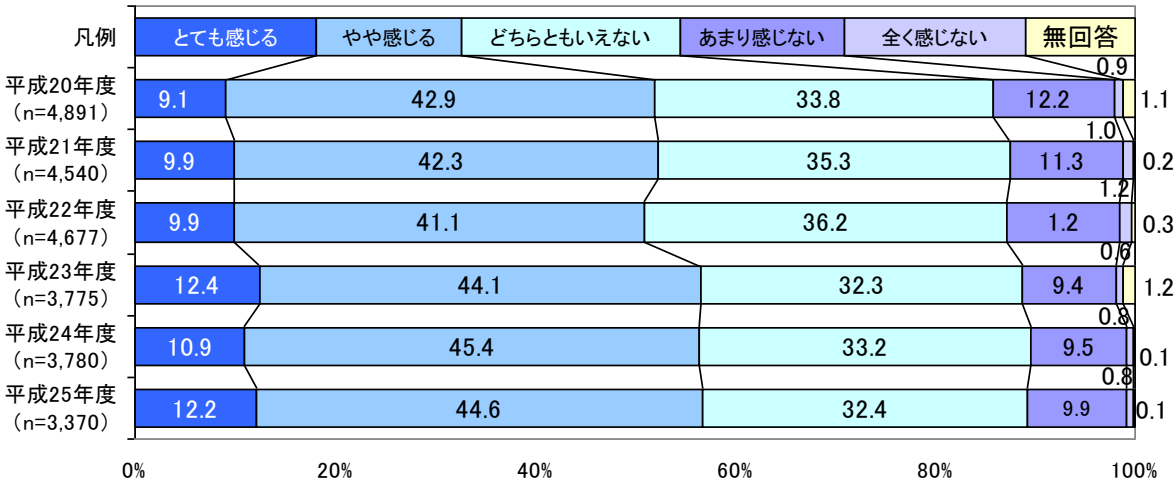


資料：平成 25 年度「熊本市第6次総合計画」市民アンケート調査報告書

## ②子育てが楽しいと感じる市民の割合

平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人を合わせた割合は、2.0 ポイント増加している。

■子育てが楽しいと感じる市民の割合

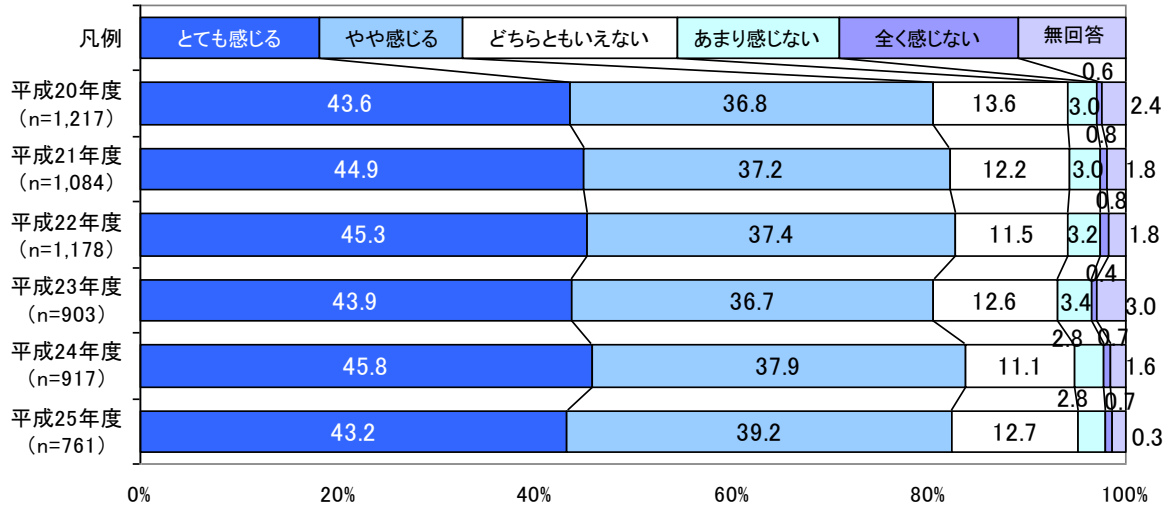


資料：平成 25 年度「熊本市第6次総合計画」市民アンケート調査報告書

## ③地域での子育て支援活動に参加した市民の割合

平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、「参加したことがある」と回答した人の割合は、2.9 ポイント増加している。

■地域での子育て支援活動に参加した市民の割合

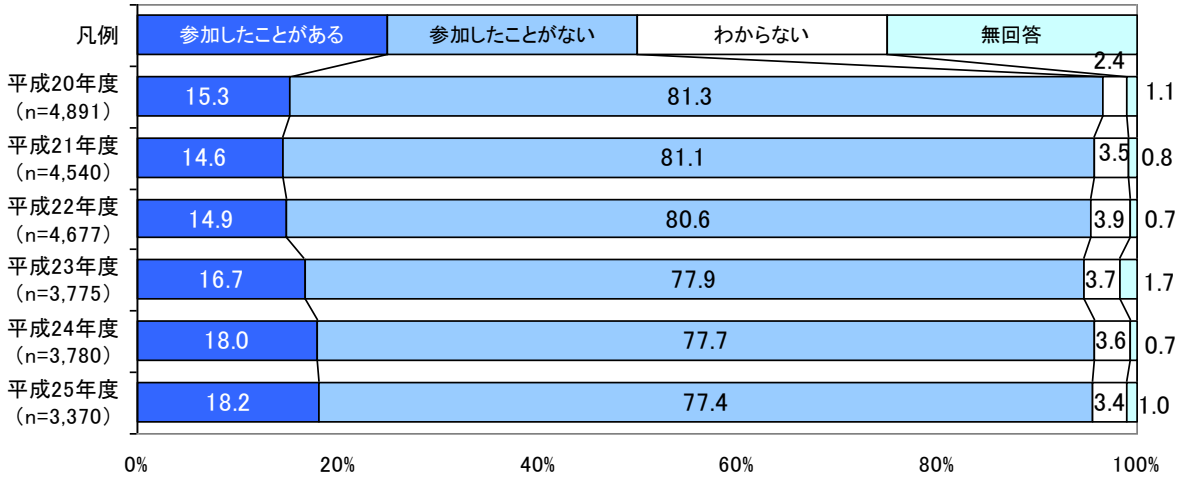


資料：平成 25 年度「熊本市第6次総合計画」市民アンケート調査報告書

## （2）地域の子育て環境や支援に対する満足度

一方、「熊本市子ども・子育て支援新制度に係る利用希望等把握等調査」（以下、「ニーズ調査」という。）において、子育て環境や支援に対する満足度を５段階で尋ねた結果は、就学前児童の保護者では「満足度３（平均レベル）」が 43.4%で最も多く、満足度が高い「満足度４」と「満足度５」は合わせて 20.0%となっている。小学生児童の保護者でも「満足度３（平均レベル）」が最も多く 42.6%となっており、満足度が高い「満足度４」と「満足度５」は合わせて 21.8%となっている。

子育て環境や支援に対する満足度は、４割強が平均レベルにあるものの、３割前後の児童の保護者が、満足度が低い状況にあることがうかがえる。

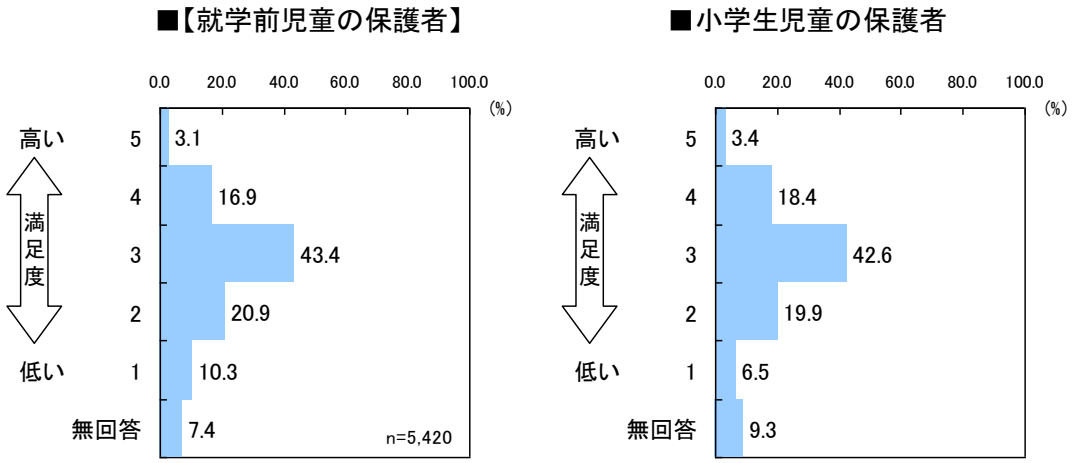


資料：「熊本市子ども・子育て支援新制度に係る利用希望等把握等調査」

## （3）次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の評価

次世代育成支援後期行動計画においては、三つの基本方針に沿って、150 の取り組みを実施してきた。また、各取り組みについて成果指標と数値目標を定め、その進捗状況を社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告することで計画の進行管理を行い、目標の達成に努めてきた。

平成 25 年度末時点では、各取り組みに設定した進行管理の対象となる 162 成果指標のうち、順調に推移しているもの及び基準値を上回っているものが 115 指標（70.99%）となり、計画は概ね順調に実施できた。

一方、保育所待機児童数、ファミリー・サポート・センター協力会員数、母子・父子家庭等への支援や児童虐待防止啓発事業などの 47 指標（29.01%）が基準値を下回ったが、これは、社会情勢の変化に伴うニーズの変化、情報提供や啓発のあり方、指標の設定自体が適切ではなかったなど、様々な要因が考えられる。第３期（前期）計画においては、引き続き目標の達成に向けて取り組む必要があるものについて、成果指標や目標値を再検討

した上で、「子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項として、また、重点的に取り組むべき項目として、この計画中に取り入れていく。

■目標値の達成度別項目数（割合）　（平成 25 年度末時点）

| | 実績値内訳 |
|---|---|
| 目標値を既に達成しているもの | 59（36.42%） |
| 基準値を上回り順調に推移しているもの | 14　（8.64%） |
| 基準値を上回っているもの（現状維持を含む） | 42（25.93%） |
| 基準値より低下しているもの | 47（29.01%） |
| 合　計 | 162 |

### （４）計画策定に向けて

以上のように、本市の子ども・子育て支援に係る成果指標は平成 20 年度と比較して概ね改善傾向にあることがうかがえる結果となっているが、ニーズ調査結果によると、子育てをしている保護者の４割以上が子育て環境や支援への満足度は「満足度３（平均レベル）」と回答しており、積極的に満足と回答した人は約２割にとどまっている。

また、同調査結果によると、就学前児童及び小学生児童の保護者のニーズでは、すぐに保育所等に入ることができる環境を望む意見、児童育成クラブ（学童保育）の開始・終了時間の変更や土曜・日曜・祝日・長期休暇中の利用を望む意見が多かったほか、子ども医療費の無償化の拡充を望む意見、住まいの地域での子育て支援や子育て環境に関する情報が不足しているという意見なども寄せられた。さらに、子育てと仕事が両立できる環境整備や両立に対する企業の理解を望む意見も寄せられた。

この計画においては、以上のような状況や意見を踏まえ、本市の子育て環境の満足度を高めるような施策の充実が必要である。

# 第3章　計画の基本的な考え方

## 1　基本理念

次世代育成支援後期行動計画では、「子どもの声がひびく地域（まち）づくり」を基本理念に、様々な子育て支援策を推進してきた。この基本理念が描く子どもたちの姿は、全ての子どもたちの一人ひとりが幸福で、自らの力で輝いて育ち、地域の大人に見守り育てられる、そのような姿である。

この計画においてもこの基本理念の趣旨を継承しつつ、以下を基本理念としたまちづくりに取り組む。

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。

この子どもたちの最善の利益[7]の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力に繋がり、本市の輝く未来へと繋がる。

このような熊本市の実現のため、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、

**「子どもが輝くまち　くまもと」**づくりに取り組む。

この基本理念をもとに、ビジョンとして描くくまもとの子どもたちの姿は次のとおりである。

① 全ての子どもたちの一人ひとりの幸福

② 自らの力で輝いて育つ子どもたち

③ 地域（まち）の大人が見守り育てる子どもたち

[7]**子どもたちの最善の利益**…「児童の権利に関する条約」において基本原則として掲げられているもの。同条約第3条によると「児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」とある。児童福祉法や母子保健法などにおいては子どもの最善の利益を考慮することが前提とされている。

## 2 計画の推進に必要な視点

この計画の推進にあたっては、基本理念の考え方を基本とした以下の視点を持って、子ども・子育て支援に取り組む。

### （1）一人ひとりの子どもを尊重

子どもを一人の人間として尊重し、子どもの気持ちや考え方を聴くことが重要という視点

### （2）子どもの生存と発達の保障

子ども・子育て支援については、「子どもたちの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容とすることが必要　という視点

### （3）地域ニーズに応じた総合的かつ多様な支援

とりわけ子ども・子育て支援事業計画については、幼児期の学校教育や保育等の利用の現状や利用希望の実情等を踏まえた策定が必要　という視点

### （4）乳児・幼児・学童期などの発達段階に応じた適切な支援

発達段階の特性を踏まえ保護者以外の保育者等による質の高い幼児期の学校教育や保育及び子育て支援の提供、健やかな育ちの保障　という視点

### （5）「子育ち・親育ち」の過程を支援

乳幼児期・学童期の発達を通じ、子どもが自己肯定感を持ってはぐくまれることが可能となる環境整備が社会の責任であり、また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、子育て経験を通じて、親として成長していく　という視点

### （6）地域及び社会全体で支援

地域及び社会全体が、子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びを感じることができ、「子どもたちの最善の利益」が実現される社会を目指す　という視点

### （7）全ての子ども・子育て家庭の支援

幼児期の学校教育や保育利用の家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とした支援が必要　という視点

### （8）少子化対策としての総合的な支援

「子育て支援」「働き方改革」に加え「結婚・妊娠・出産支援」の強化を図り、地域の実情に応じた「切れ目のない支援」が必要　という視点

## 3 基本方針

基本理念に沿って４つの基本方針を定め、方針に沿った取り組みを進める。

1. 子育て支援（親育ち支援）▶ 安心して子どもを生み育てられる子育て家庭への支援
2. 子ども支援（子育ち支援）▶ 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
3. 社会的支援（環境整備）▶ 子どもが育つ安心の環境づくり
4. 未来へ向けた支援 ▶「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

**基本理念**

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。

この子どもたちの最善の利益の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力に繋がり、本市の輝く未来へと繋がる。

このような熊本市の実現のため、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、**「子どもが輝くまち　くまもと」**づくりに取り組む。

**基本理念をもとにビジョンとして描く、くまもとの子どもたちの姿**

**熊本市の子どもたちの姿（ビジョン）**

- 全ての子どもたちの一人ひとりの幸福
- 自らの力で輝いて育つ子どもたち
- 地域（まち）の大人が見守り育てる子どもたち

**基本理念に沿った４つの基本方針**

1. 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
2. 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
3. 子どもが育つ安心の環境づくり
4. 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない少子化対策

- ① 一人ひとりの子どもを尊重
- ② 子どもの生存と発達の保障
- ③ 地域ニーズに応じた総合的かつ多様な支援
- ④ 乳児・幼児・学童期などの発達段階に応じた適切な支援
- ⑤「子育ち・親育ち」の過程を支援
- ⑥ 地域及び社会全体で支援
- ⑦ 全ての子ども・子育て家庭の支援
- ⑧ 少子化対策としての総合的な支援

計画の推進に必要な８つの視点

# 第４章　各施策体系・施策の概要

## 施策の体系

**基本理念**

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。

この子どもたちの最善の利益の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力に繋がり、本市の輝く未来へと繋がる。

このような熊本市の実現のため、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、**「子どもが輝くまち　くまもと」**づくりに取り組む。

### 基本方針①　安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

- **施策１　地域における子育て支援サービスの充実**
  - ①地域子育て支援拠点事業　②子育てほっとステーションなど
  - ③地域子育て支援事業　④親の学びの推進
- **施策２　保育サービス及び幼児教育の充実**
  - ①認定こども園の支援　②保育所の管理・運営及び支援　③幼稚園の管理・運営及び支援
  - ④地域型保育の充実　⑤認可外保育施設支援　⑥保育の質の向上
- **施策３　放課後児童対策の推進**
- **施策４　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援**
  - ①児童虐待防止対策　②社会的養護　③障がい児施策
- **施策５　母子・父子家庭の自立支援の推進**
  - ①子育て・生活支援　②就業支援、養育費の確保　③経済的支援
- **施策６　子どもの貧困対策の推進**
- **施策７　子育てにおける経済的支援の適切な実施**
  - ①児童手当給付　②子ども医療・その他医療費助成
  - ③助産施設入所　④就園奨励・その他

### 基本方針②　子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

- **施策１　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進**
  - ①妊娠前から妊娠・出産期までの支援　②乳幼児期における支援　③歯科保健推進
  - ④予防接種　⑤母子保健相談指導・訪問など
- **施策２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進**
- **施策３　食育の推進**
- **施策４　小児医療（救急医療体制）の確保**
- **施策５　子どもの権利の保障**
- **施策６　学校教育の推進**
- **施策７　子ども・青少年の健全育成の推進**

## 基本方針③ 子どもが育つ安心の環境づくり

- 施策1 地域における子育て支援活動の推進
- 施策2 子育てに役立つ情報提供等の推進
- 施策3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し
- 施策4 地域における子育て支援サービスの充実（再掲）
- 施策5 保育サービス及び幼児教育の充実（再掲）
- 施策6 放課後児童対策の推進（再掲）
- 施策7 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援（再掲）
- 施策8 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進（再掲）
- 施策9 小児医療（救急医療体制）の確保（再掲）
- 施策10 子ども・青少年の健全育成の推進（再掲）

## 基本方針④ 「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

- 施策1 結婚・妊娠・出産支援
- 施策2 子育て支援の充実
- 施策3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し（再掲）

## 「子どもが輝くまち　くまもと」づくり

成果指標　「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」

H25（基準年）56.8% ▶ H31（目標）66%

### 基本方針① 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

| | | H25(基準年) | H31(目標) |
|---|---|---|---|
| 施策1 | 地域における子育て支援サービスの充実 | | |
| | 成果指標：地域子育て支援施設利用者数 | 111,901 人 | 123,086 人 |
| 施策2 | 保育サービス及び幼児教育の充実 | | |
| | 成果指標：待機児童数 | 858 人 | 0 人 |
| 施策3 | 放課後児童対策の推進 | | |
| | 成果指標：児童育成クラブ面積要件を満たさない施設数 | 28 施設 | 0 施設 |
| 施策4 | 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援 | | |
| | 成果指標：オレンジリボンサポーター養成講習会参加人数（累計） | 2,468 人 | 5,468 人 |
| | 里親委託率 | 7.67% | 15.5% |
| 施策5 | 母子・父子家庭の自立支援の推進 | | |
| | 成果指標：母子・父子家庭自立支援プログラム策定者のうち、就職に結びついた者の割合 | 67% | 79% |
| 施策6 | 子どもの貧困対策の推進 | | |
| | 成果指標：生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 94.8% | 98.9% |
| 施策7 | 子育てにおける経済的支援の適切な実施 | | |
| | 成果指標：給付・助成を適切に行っていく。 | 給付・助成を適切に行っていく | |

### 基本方針② 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

| | | H25(基準年) | H31(目標) |
|---|---|---|---|
| 施策1 | 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進 | | |
| | 成果指標：妊婦健康診査受診率 | 97.9% | 100% |
| | 幼児健康診査受診率 | 96.3%（1歳6ヶ月）<br>94.1%（3歳児） | 100% |
| 施策2 | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進 | | |
| | 成果指標：薬物乱用防止教室を開催している小学校の割合 | 100% | 100% |

※中学校と高等学校における「薬物乱用防止教室」は、国の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」で、『すべての中学校及び高等学校において年１回は開催すること』となっており、指標を設定しない。
※「性に関する指導」は学習指導要領に示された内容で実施（小学校・中学校・高等学校）

| | | H24(基準年) | |
|---|---|---|---|
| 施策3 | 食育の推進 | | |
| | 成果指標：朝食を毎日食べる子どもの割合（幼児） | 95% | 100% |
| 施策4 | 小児医療（救急医療体制）の確保 | | |
| | 成果指標：小児科の、現在の365日24時間の診療体制の維持 | 現在の365日24時間の診療体制の維持 | |

| | | H26(基準年) | |
|---|---|---|---|
| 施策5 | 子どもの権利の保障 | | |
| | 成果指標：熊本市に住む子どもの権利が守られていると感じる市民の割合 | （速報値）42.6% | 47.6% |

| | | H25(基準年) | |
|---|---|---|---|
| 施策6 | 学校教育の推進 | | |
| | 成果指標：学校が楽しいと感じる子どもの割合 | 81.5%（小５）<br>71.1%（中２） | 85.0%（小５）<br>75.0%（中２） |
| 施策7 | 子ども・青少年の健全育成の推進 | | |
| | 成果指標：校区青少年健全育成協議会活動参加者数 | 104,061 人 | 110,000 人 |

## 基本方針③　子どもが育つ安心の環境づくり

| | | H25(基準年) | H31(目標) |
|---|---|---|---|
| 施策1 | 地域における子育て支援活動の推進 | | |
| | 成果指標：地域での子育て支援活動に参加した市民の割合 | 18.2% | 26% |
| 施策2 | 子育てに役立つ情報提供等の推進 | | |
| | 成果指標：HP「子育て」へのアクセス数 | 107,091人 | 134,417人 |
| 施策3 | ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し | H26(基準年) | |
| | 成果指標：熊本市において仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合 | （速報値）18.8% | 28.8% |
| 施策4 | 地域における子育て支援サービスの充実【再掲】 | H25(基準年) | |
| | 成果指標：地域子育て支援施設利用者数 | 111,901人 | 123,082人 |
| 施策5 | 保育サービス及び幼児教育の充実【再掲】 | | |
| | 成果指標：待機児童数 | 858人 | 0人 |
| 施策6 | 放課後児童対策の推進【再掲】 | | |
| | 成果指標：児童育成クラブ面積要件を満たさない施設数 | 28施設 | 0施設 |
| 施策7 | 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援【再掲】 | | |
| | 成果指標：オレンジリボンサポーター養成講習会参加人数（累計） | 2,468人 | 5,468人 |
| | 里親委託率 | 7.67% | 15.5% |
| 施策8 | 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進【再掲】 | | |
| | 成果指標：妊婦健康診査受診率 | 97.9% | 100% |
| | 幼児健康診査受診率 | 96.3%（1歳6ヶ月）<br>94.1%（3歳児） | 100% |
| 施策9 | 小児医療（救急医療体制）の確保【再掲】 | | |
| | 成果指標：小児科の、現在の365日24時間の診療体制の維持 | 現在の365日24時間の診療体制の維持 | |
| 施策10 | 子ども・青少年の健全育成の推進【再掲】 | H25(基準年) | |
| | 成果指標：校区青少年健全育成協議会活動参加者数 | 104,061人 | 110,000人 |

## 基本方針③　「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策

| | | H25(基準年) | H31(目標) |
|---|---|---|---|
| 施策1 | 結婚・妊娠・出産支援 | | |
| | 成果指標：出生数7,000人の維持 | 7,131人 | 7,000人以上 |
| 施策2 | 子育て支援の充実 | | |
| | 成果指標：現在の子育が楽しいと感じる市民の割合 | 82.4% | 91% |
| 施策3 | ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し【再掲】 | H26(基準年) | |
| | 成果指標：熊本市において仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合 | （速報値）18.8% | 28.8% |

## 基本方針１　安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

### ●現状と課題●

【核家族化や地域の繋がりの希薄化、共働き世帯の増加等を背景とした子育て支援の必要性】

子どもが安心してはぐくまれるとともに、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合いながら子育てができるよう、地域や社会全体が保護者に寄り添い、親としての成長を支援しながら、全ての子育て家庭への支援を行わなければならない。

このようなことから、地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援サービスの充実を図る必要がある。

また、共働き家庭の増加等から待機児童の解消も道半ばであり、仕事と家庭の両立支援という観点からも保育サービスや放課後児童対策の充実を図る必要がある。

【社会的に支援が必要な子ども・家庭を含めた全ての子ども・子育て支援の必要性や子どもの貧困の顕在化】

子ども・子育て支援は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。

このようなことから、特に要保護児童[8]や障がいのある子ども、ひとり親世帯の子どもについて、必要な場合には社会的な支援を適切に講じるとともに、他の計画などと連携しつつ、個々の事情等に応じた支援を行っていく必要がある。

加えて、子どもの貧困について、政府の調査によれば、わが国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しくなっている。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な対策を講じる必要がある。

[8]**要保護児童**…児童福祉法第６条の３第８項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められた児童）」であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童、不登校児童も含まれる。

●施策の概要●

## 施策１　地域における子育て支援サービスの充実

地域や社会全体で支援を行うため、子育て支援ボランティア「子育てほっとサポーター」など、地域の人材育成･活用に努めながら、地域子育て支援センター等を拠点として、子育ての悩みを軽減し、楽しく子育てができる環境の整備に努めるとともに、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター、保育所一時預かり事業等を充実させる。（※「子ども・子育て支援事業計画」として別途掲載）

また、乳幼児ママ・パパ教室や家庭教育セミナーなど、子どもの心身の成長などに関する学習機会の提供による親育ちの過程を支援していくことで、多方面から子育てを支援できるサービスを実施する。

**■地域子育て支援施設利用者数の推移**

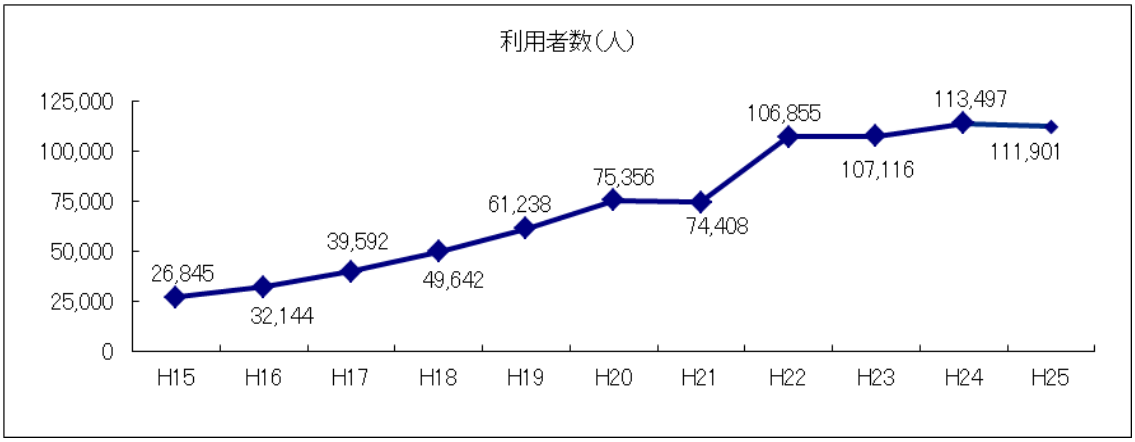


**【主な事業】**

① 地域子育て支援拠点事業
- 子育て支援センター、街なか子育てひろばなど

② 子育てほっとステーションなど（①以外）
- 児童館（室）、子ども文化会館など

③ 地域子育て支援事業
- ショートステイ、病児･病後児保育事業、ファミリー･サポート･センター、公立保育所一時預かり、私立保育所一時預かり助成など

④ 親の学びの推進
- 乳幼児ママ・パパ教室、家庭教育推進など

## 施策２　保育サービス及び幼児教育の充実

保護者の就労環境の変化等に伴う待機児童の解消を目指すため、保育所や認定こども園、小規模保育、事業所内保育等の充実による保育量の増加を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、認可外保育施設への支援等を行う。（※「子ども・子育て支援事業計画」として別途掲載）

また、保育の量の増加と同時に保育の質を確保するために、保育士の処遇改善等を図るとともに、保育士等の養成･人材確保の支援を行っていくことで、保育の質と量の両面で充実した施策を実施する。

**■待機児童数の推移**

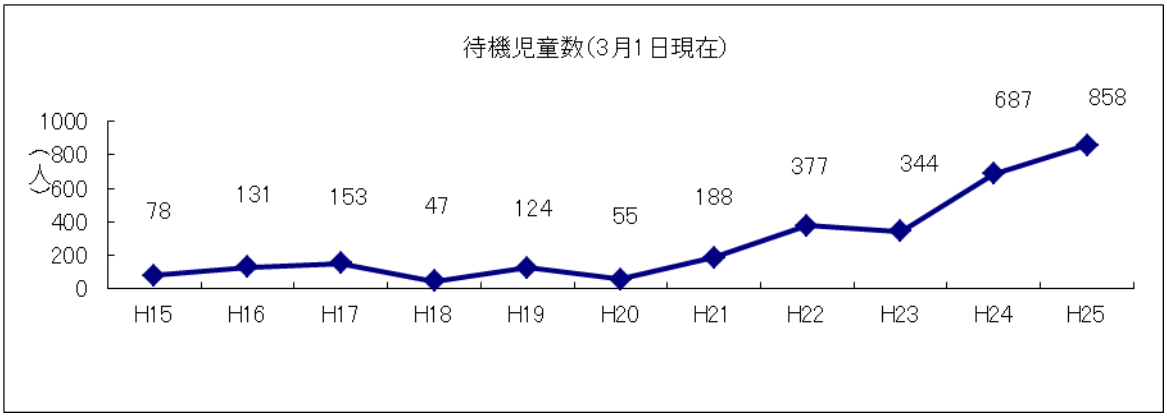


**【主な事業】**

① 認定こども園の支援

② 保育所の管理・運営及び支援

・保育所の整備、管理運営、待機児童支援助成など

③ 幼稚園の管理・運営及び支援

・幼稚園の管理運営、私学助成など

④ 地域型保育の充実

・家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育など

⑤ 認可外保育施設支援

・職員研修経費等に対する助成など

⑥ 保育の質の向上

・保育士等処遇改善など

## 施策３　放課後児童対策の推進

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次世代を育成する人材を育成するために、全ての児童等が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができることを目指し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めることを趣旨とした放課後子ども総合プランが平成 26 年７月に策定された（「放課後子ども総合プラン」の全体像を参照）。

現在、熊本市では、入会要件を満たす小学３年生まで（障がいのある児童は６年生まで）の児童は全て放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）に受け入れており、今後は、放課後子ども総合プランを視野に入れ、熊本市の具体的な行動計画を策定するとともに、小学校高学年の児童の受け入れや児童一人あたり面積要件の緩和の実施のため、小学校余裕教室の利用拡大や民間事業者の参入を促すことなども検討する。

また、放課後子ども総合プランの推進にあたっては、「運営委員会」において、学校施設の活用方策等に加え、ボランティアや高齢者などの活用を検討する。

（※「子ども・子育て支援事業計画」として別途掲載）

**■児童育成クラブ入会児童数の推移**

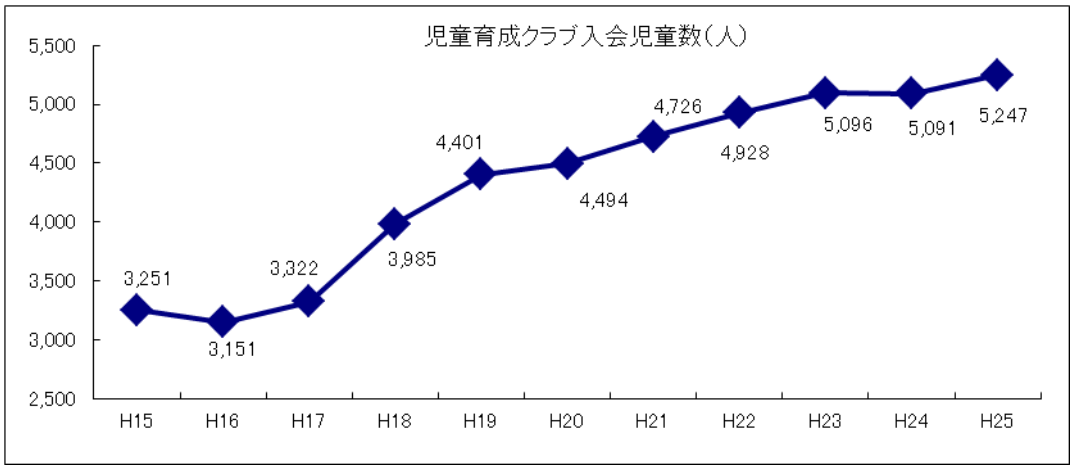


**【主な事業】**

・児童育成クラブ管理運営、学びノート教室開催、子どもスポーツ教室開催、ファミリー・サポート・センター（再掲）など

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

## 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 国全体の目標

○ 平成31年度末までに

■ 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
（約90万人⇒約120万人）

・新規開設分の約80%を小学校内で実施

■ 全小学校区（約２万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち１万か所以上を一体型で実施（約600か所▶１万か所以上）を目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

※放課後子供教室の充実
（約１万カ所▶約２万カ所）

## 市町村及び都道府県の取組

○ 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○ 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、

・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備

※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

## 学校施設を徹底活用した実施促進

○学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

## 市町村及び都道府県の体制等

○ 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

資料：厚生労働省・文部科学省

## 施策４　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

### ○児童虐待防止対策○

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童虐待の禁止、児童虐待予防及び早期発見が強く求められている。

**■相談件数の推移**

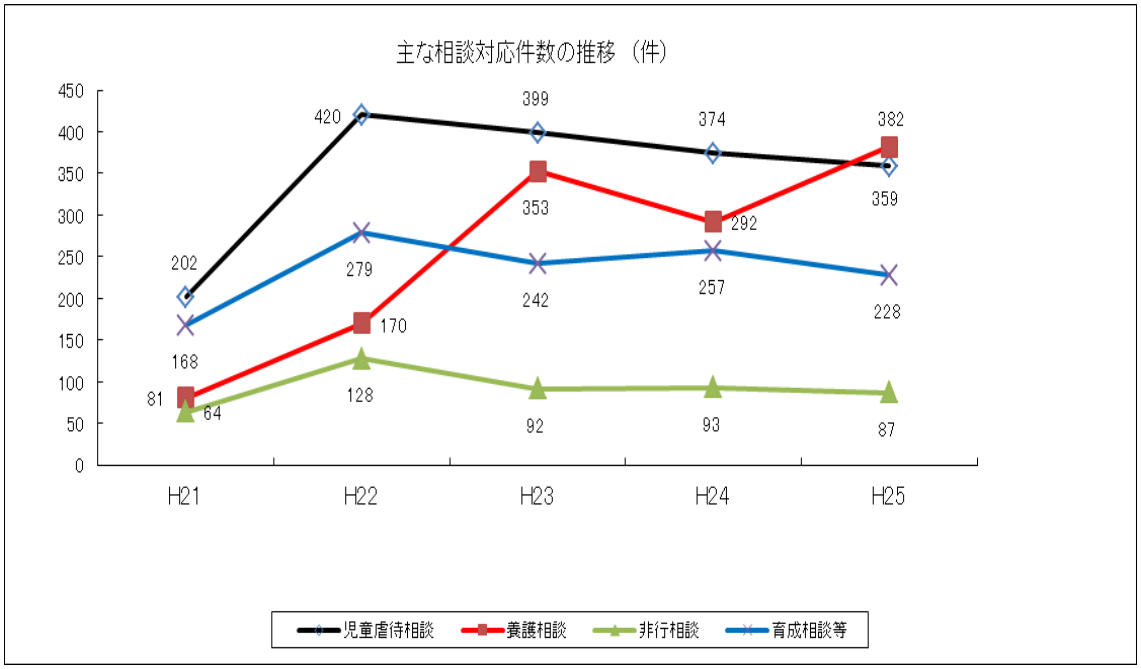


そこで、地域のネットワーク（要保護児童対策地域協議会）及び専門的機関である児童相談所を活用し、切れ目のない一貫した支援を行う。

要保護児童対策地域協議会では、関係機関の連携・協力体制の更なる強化を図るとともに、同協議会の関係機関職員等の専門性を強化することにより、要保護児童の発生予防、早期発見や適切な支援につなげる。

また、児童相談所は職員のスキルアップなどによる機能強化を図るとともに、学校･病院･警察･県児童相談所などの関係機関との連携を進める。

さらに、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止啓発活動に取り組むとともに、児童の目の前で配偶者等からの暴力(DV)が行われることも児童の心身に多大な影響を与え、心理的な虐待に繋がることから、暴力(DV)の根絶に向けた啓発･広報及び相談体制の強化と被害者の自立支援を図ることにより、虐待の防止につなげる。

## ○社会的養護○

社会的養護について、児童養護施設等との連携を図るとともに、里親支援や広報などの関連施策の充実を図る。とりわけ、社会的養護の体制整備については、熊本県と一体的に策定する「熊本県家庭的養護推進計画」をもとに児童養護施設及び乳児院における施設の小規模化及び家庭的養護の実現のため、県市ほか施設等の関係機関、里親等による取り組みを実施し、積極的な連携を図る。

## ○障がい児施策○

障がいのある児童については、子どもとしての育ちの支援とともに、障がいに応じた適切な支援が必要であることから、「障がい者プラン」に基づく障がい福祉施策との連携を図り、障がいの特性やライフステージに応じた一人ひとりの多様なニーズに対応した障がい児施策の充実を図る。

また、子ども発達支援センターにおいて、障がい又は障がいの疑いのある子どもに対して、相談、診察、検査、初期の療育その他の支援を行うとともに、支援のための関係機関のネットワーク化を推進する。

**【主な事業】**

① 児童虐待防止対策
- 熊本市要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待相談員等の配置、職員研修の充実、オレンジリボンキャンペーンの実施、配偶者暴力相談支援センター事業運営など

② 社会的養護
- 「熊本県家庭的養護推進計画」の推進、里親委託推進・普及啓発など

③ 障がい児施策
- 健診等による障がいの早期発見の実施、障害児通所支援事業等の福祉サービスの拡充、障がい児保育、特別支援教育など

## 施策５　母子・父子家庭の自立支援の推進

### ○子育て・生活支援○

離別、死別に関わらず、ひとり親となった家庭には様々な環境の変化が訪れる。親にとっては、住居の確保や経済的基盤を確保するための就業等が急務となり、また、子どもにとっても家族の形態が変わり、生活面での環境も変わることから、精神的に不安定になるなど、親子ともに様々な問題が生じている。さらに、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うことになる。

そこで、就労、冠婚葬祭や病気に伴い、一時的に日常生活の支援や保育サービスが必要な家庭や、家事に不安を抱える父子家庭などへは、日常生活支援事業によるホームヘルパー等の派遣を行う。また、小中学生の子どもたちの話し相手や遊び相手として、大学生の児童訪問援助員を家庭に派遣するひとり親家庭児童訪問援助事業を実施し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行い、ひとり親家庭を支援する。

また、保育及び放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）などの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進する。

**■ひとり親家庭児童訪問援助員数及び派遣援助員数の推移**

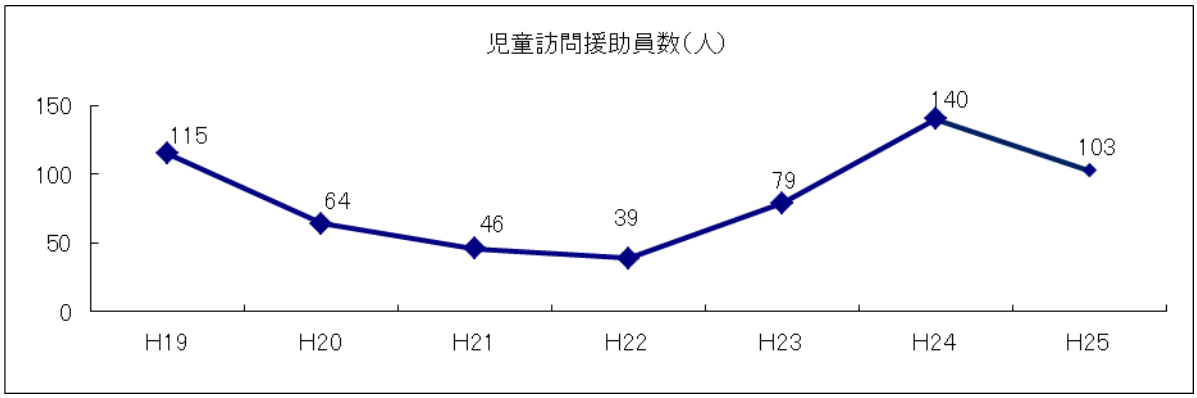


児童訪問援助員…ひとり親家庭児童援助訪問事業に登録している学生

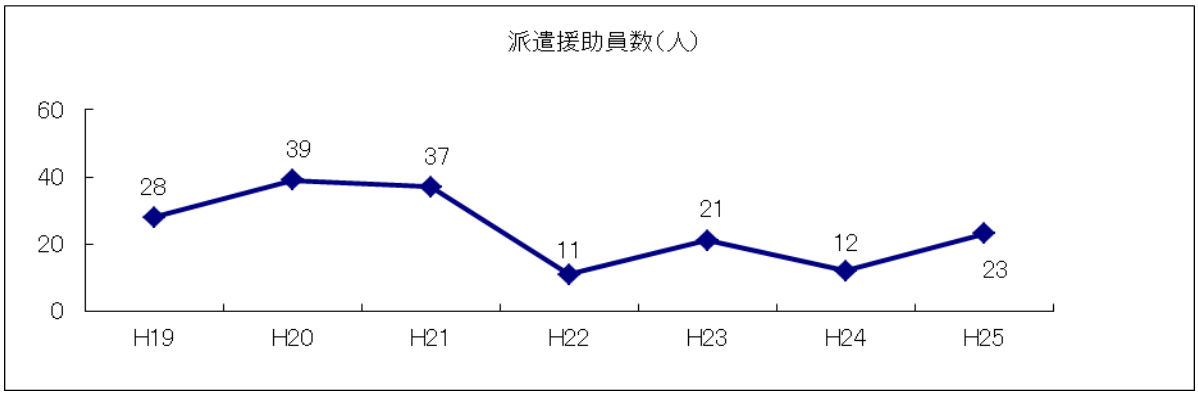


派遣援助員…ひとり親家庭児童援助訪問事業に登録しており、要請があった後、実際ひとり親の家庭に派遣された学生

○就業支援○

離婚等でひとり親になった直後の大きな課題の一つが就労である。特に、それまで夫の収入で生計が維持されていた家庭が、母子家庭になった場合は深刻で、雇用情勢の厳しい現状では、就業情報や経験の不足等から、母親の不安は大きいものがある。

■ひとり親家庭の保護者の雇用形態

＜就学前児童の保護者＞

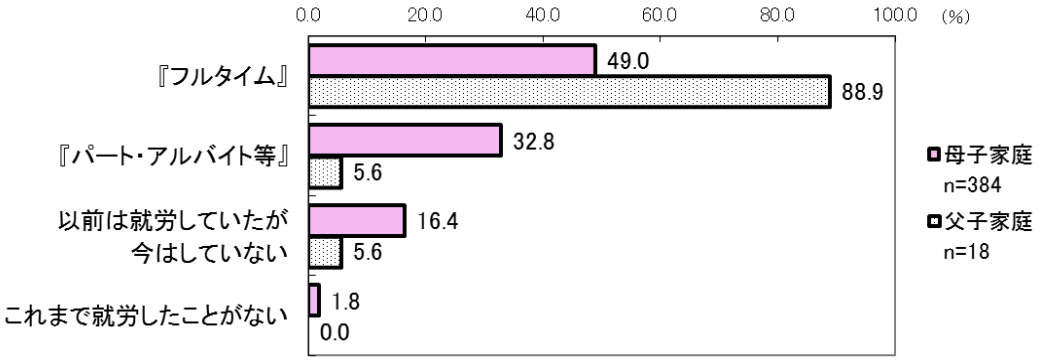


＜小学生の保護者＞

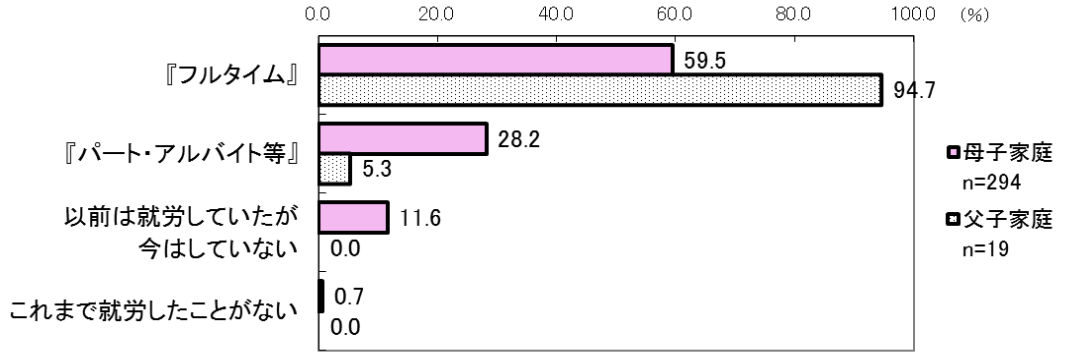


資料:「熊本市子ども・子育て支援新制度に係る利用希望等把握等調査」による集計

そこで、ひとり親家庭の個々の状況、職業の適性、就業経験等に応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し適切な助言を行うとともに、公共職業安定所等と連携して就業支援に取り組む。

また、ひとり親家庭に対しては、就業相談、資格取得のために養成機関で修学している間の経済的支援、母子・父子福祉センターなどでの資格や技能取得のための講座の開催等、就業に向けた総合的な支援を行う。

■母子・父子家庭自立支援プログラム策定者のうち、就職に結びついた者の割合

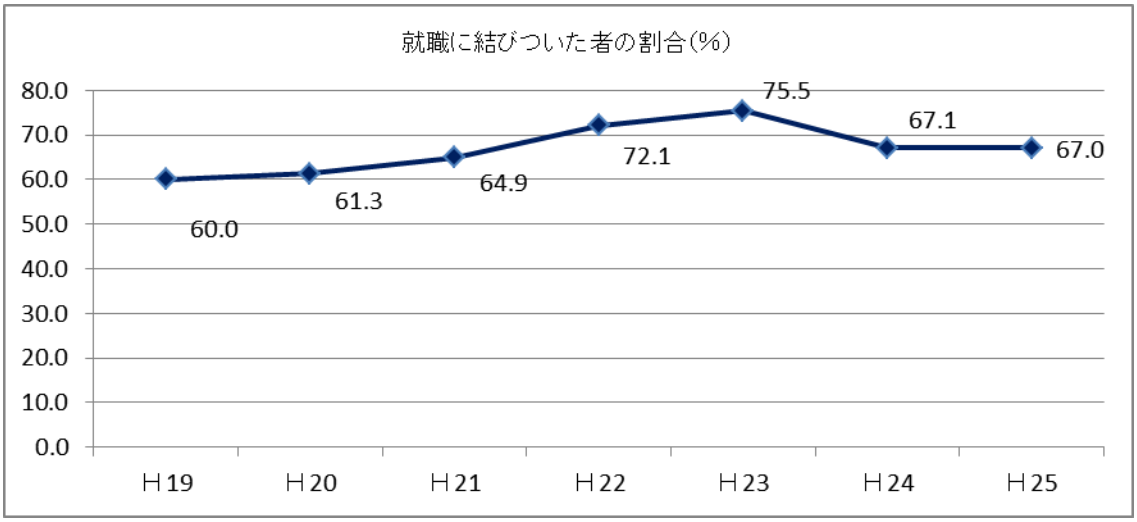


## ○養育費の確保○

養育費の支払いは、親としての当然の義務であると同時に、子どもにとっては、離れて暮らしていても親子の関係を大事に思ってもらえるという心の支えになる大切なものである。

ひとり親家庭の子どもの養育費を確保するため、養育費専門相談員を配置し、養育費についての情報提供や相談体制の充実を図る。

## ○経済的支援○

母子・父子家庭及び寡婦の方へ、生活安定と自立支援及びその児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の適正な支給をはじめとして、医療費の一部を助成するひとり親家庭等医療費助成を行っている。また、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて養育している子どもの福祉を増進するために、子どもの進学や就業などへの資金の貸付を行っている。

なお、児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しが行われたところであり、事務の円滑な履行に努める。

また、貸付相談や児童扶養手当の届出に際し、必要に応じて就業や養育費の相談を行い、ひとり親家庭の経済的な自立についての支援の充実を図る。

**【主な事業】**

① 子育て・生活支援

・ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭児童訪問援助事業など

② 就業支援、養育費の確保

・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等職業訓練促進給付事業、母子・父子自立支援員設置、母子・父子自立支援プログラム策定員設置、就労支援事業・能力開発事業（男女共同参画センターはあもにい）、養育費相談員設置など

③ 経済的支援

・児童扶養手当給付、ひとり親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付など

## 施策⑥　子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、このような趣旨により、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講じ、推進されなければならないとされており、地方自治体は地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有していることから、国において策定された「子供の貧困対策に関する大綱」における基本的な方針や子どもの貧困に関する本市の状況等を踏まえながら重点施策を検討し、関係機関との連携を図りつつ、今後の事業展開を図る。

本市の取り組みとして、生活保護受給者世帯等に対するきめ細やかな就労支援や経済的な理由によって就学等が困難な児童生徒等に対する支援を行うとともに、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立相談支援の窓口を設置し、本格的な相談や就労支援を実施することとしている。

また、生活保護受給者世帯の中学生を対象として学習支援事業を行う。

**【主な事業】**

・小・中就学援助、奨学金貸付事業、高校進学等健全育成事業など

## 施策⑦　子育てにおける経済的支援の適切な実施

子育てにおける社会的・経済的負担を軽減していくため、児童手当や子ども医療費の助成といった経済的支援を適切に行う必要がある。

また、経済的支援の拡充のため、特に、子ども医療費助成については、段階的に中学校３年生までの拡充を図る。

**【主な事業】**

① 児童手当給付

② 子ども医療・その他医療費助成

・子ども医療費助成、未熟児養育医療、特定不妊治療費助成など

③ 助産施設入所

④ 就園奨励、その他

・幼稚園就園奨励費など

## ●現状と課題●

### 【核家族化や地域の繋がりの希薄化、共働き世帯の増加等を背景とした母子保健対策の必要性】

市民と行政とを直接つなぐ役割を担う母子保健対策の意義はより一層増しており、母子保健対策が全ての母子を対象に事業を展開していることから、母子をはじめとした市民と行政とが直に接し、様々な情報を得る貴重な機会を十分に活用するとともに、個々のニーズや地域の実情・支援ニーズを把握し、これらを踏まえた母子の健康管理や相談体制の整備などの母子保健対策の充実を図ることが必要である。

特に、切れ目のない母子の健康支援を行うためには、地域の母子保健と、医療、福祉及び教育との連携が必要不可欠であり、医療機関や区役所・保健所等が密接に関わりながら、これらの連携を図りつつ、地域で母子が安心して生活できるような、産前から産後、育児期における母子保健サービスを提供できる体制づくり、すなわち、「妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策」といった総合的な支援が必要である。

### 【不健康やせ[9]等を背景とした思春期保健対策や食育推進の必要性】

思春期の子どもたちには、その年代に特有の課題として、性や飲酒、喫煙、薬物乱用の問題、朝食の欠食や不健康やせ、さらには、10代の自殺といった複雑多岐にわたる問題がある。これらの問題は、子どもたち自身のその後の生涯にわたる健康の保持・増進のみならず、次世代の子どもたちの健康にも悪影響を及ぼしかねない。このようなことから、思春期以降の保健対策の強化や食育の推進を図る必要がある。

### 【自立心や自尊感情の低下等を背景とした学校教育の充実や子ども・青少年の健全育成の必要性】

子どもたちを取り巻く社会環境が変化する中、今の子どもたちには、自立心や自尊感情の低下、人間関係の希薄化、学ぶ意欲や体力の低下、自然体験の不足等が指摘されている。また、インターネットや携帯電話等の普及によるいじめや犯罪等の増加など、子どもの社会性や規範意識の低下も指摘されている。

[9]**不健康やせ**…成長曲線を一定の基準以上外れるような急激なやせ方のこと。

さらに、家庭教育や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている現在、学校教育の充実のみならず、地域を通じて子どもの学びを支える必要がある。

次代の担い手である子どもの生きる力の育成のために、学校教育は大きな役割を担っており、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもの生きる力をはぐくむことを目指した学校教育の充実を図るとともに、子どもたちが、自ら学び主体的に行動し、たくましく生きるための力を社会全体ではぐくみ、家庭、学校及び地域が連携し、これを支える環境づくりが必要である。

## ●施策の概要●

### 施策１　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進

（※他計画との連携）

今後子どもを産み育てる世代が、正しい知識を持って妊娠・子育て生活に向かうライフプランを描けるような支援を行うとともに、妊婦やその家族が、妊娠から出産まで安心して過ごすことができるよう、親子（母子）健康手帳の交付時における相談対応・各種情報提供や妊婦健康診査の費用助成による受診勧奨などの支援を行う。あわせて、不妊・不育の悩みに対し、特定不妊治療の医療費助成等を行う。

また、乳幼児期の子どもが安全で健康に過ごすことができるよう、適切な時期の健康診査受診勧奨などを行うとともに、子どもの発達支援の一環として、子どもの歯と口腔の健康づくりは、豊かな食生活等の基礎となる重要なものであることから、「第３次熊本市歯科保健基本計画」や「第２次健康くまもと21基本計画」との連携を図りつつ、子どもの歯科保健を推進する。（「子ども・子育て支援事業計画」として一部別途掲載）

**■妊婦健康診査受診率の推移**

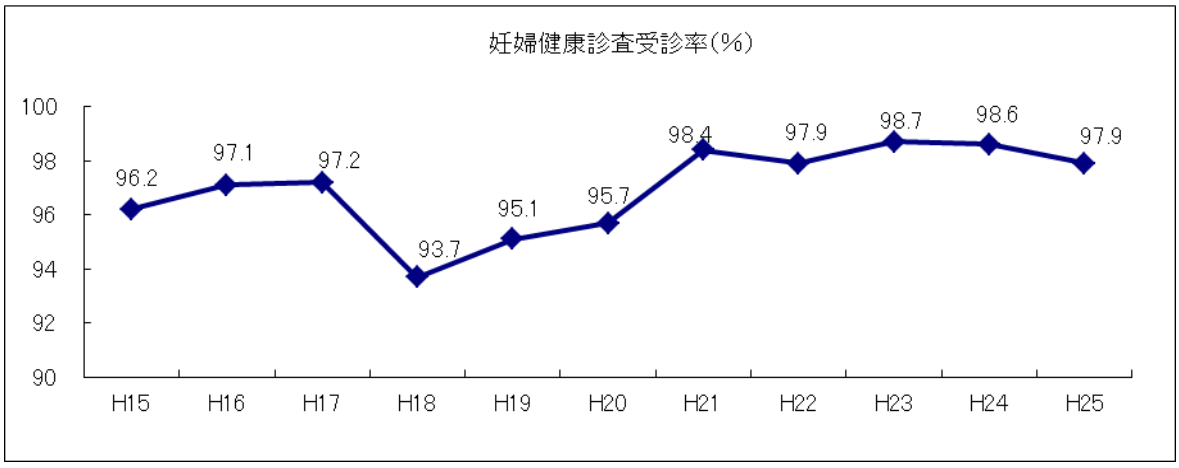

■幼児健康診査受診率の推移

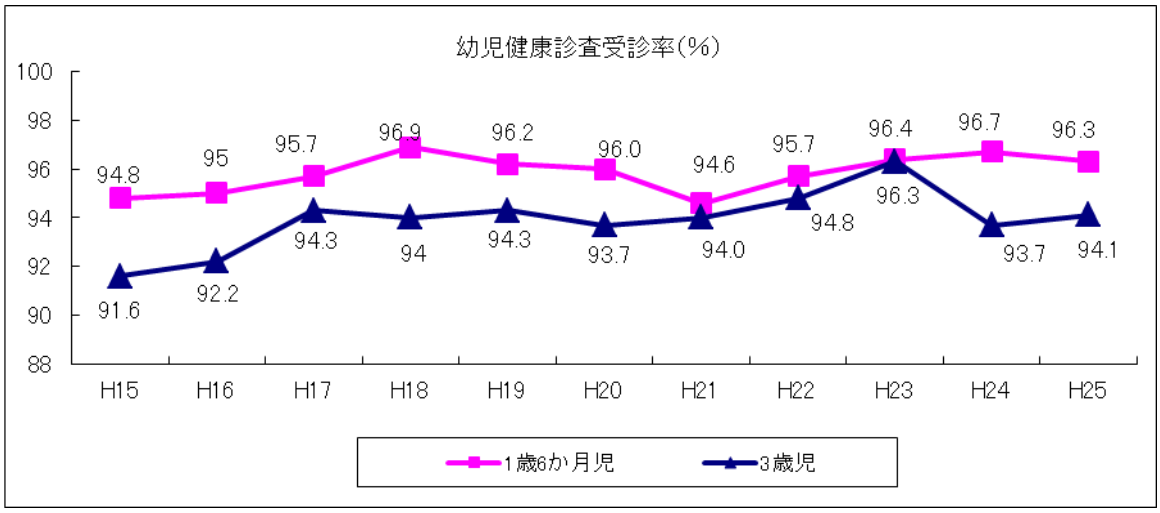


あわせて、予防接種について、予防接種法の改正等に伴い、多様化・複雑化する予防接種に対応するため、「第６次熊本地域保健医療計画」との連携を図りつつ、予防接種に関する情報の一元化などにより、市民への広報や勧奨を強化する。

さらに、妊娠に関する悩み、子育ての不安の解消等を図るため、妊産婦保健指導、電話による妊娠に関する悩み相談、育児相談や訪問指導等を行う。加えて、地域の子育て支援のための拠点等を活用し、育児について親同士で対話する機会等を設けることで、育児に関する負担感を親だけで抱えず、地域全体で子育て家庭を支えることができると考えられることから、親が気軽に相談できる体制を整え、必要な支援を行う。

これらの対策として育てにくさを感じる親に寄り添い支援するため、各種母子保健事業を通じ的確な評価と適切な保健指導や福祉との連携を行いつつ、必要に応じて遅滞のない支援に結びつけることが重要であることから、母子保健担当においてこれらの技能の標準化等を図る。

【主な事業】

① 妊娠前から妊娠･出産期までの支援

・妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査事業、特定不妊治療費助成（再掲）、妊娠・子育て悩み相談事業、母親のこころのケア推進事業など

② 乳幼児期における支援

・乳幼児健康診査、子ども医療費助成（再掲）、未熟児養育医療（再掲）、自立支援医療、小児慢性特定疾病など

③ 歯科保健推進

・フッ化物洗口新規導入支援事業など

④ 予防接種

・三種混合、MR ワクチン、ヒブ・小児用肺炎球菌など

⑤ 母子保健相談指導・訪問など

・母子保健相談指導事業、こんにちは赤ちゃん事業、親育ち支援事業、養育支援家庭訪問事業、産後ホームヘルプサービス事業、子育て支援センター（再掲）など

※他計画：「第 3 次熊本市歯科保健基本計画」
「第 2 次健康くまもと 21 基本計画」
「第 6 次熊本地域保健医療計画」

## 施策２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

思春期の子どもたちなどが抱える様々な問題や課題に対する相談に応じるため、平成26年４月に開設した子ども･若者総合相談センターにおいて、子ども･若者･保護者等からの相談に２４時間体制で対応するなど、相談体制を整えるとともに、相談機関の周知を図る。

また、人工妊娠中絶や性感染症といった性に関する問題に対して、２４時間体制で実施している妊娠に関する悩み電話相談などの相談事業の周知とともに、若い頃からの妊娠･出産･育児に関する正しい知識の普及･啓発等を図る。

さらに、思春期における対策は、行政、学校、医療機関等の各々単独での取り組みでは限界があり、関係機関同士の連携が必要不可欠であるとともに、10代の自殺や児童虐待への対策など、様々な角度からのアプローチが求められていることから、養護教諭や学校医などの様々な関係者の協力や医師会などの関係機関・団体で構成する要保護児童対策地域協議会の活用により情報の交換や支援を行う。

**【主な事業】**

・子ども・若者総合相談センター、妊娠・子育て悩み相談事業（再掲）、
若者に対する結婚・妊娠・出産・子育てに関する意識啓発事業、
児童虐待防止対策（再掲）、性に関する指導・薬物乱用防止教育推進、
ひきこもり相談、精神保健福祉相談、こころの健康相談、
赤ちゃんとのふれあい体験事業など

**■子ども･若者総合相談センター相談件数の推移**

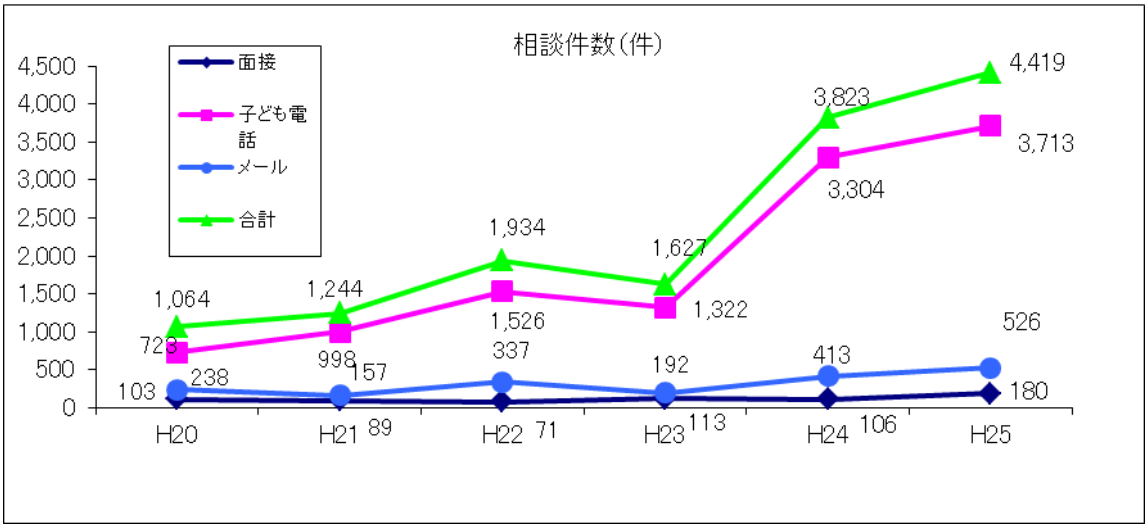

## 施策３　食育の推進

（※他計画との連携）

朝食の欠食などの食習慣の乱れや不健康やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じていることから、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた健やかな心身の育成を図るため、乳幼児の栄養指導・相談や学校給食を生きた食育の教材として活用する取り組みなど、行政、学校、地域、家庭などが協力しながら、子どもたちの食に関する学習機会の提供や情報提供を進め、「第２次熊本市食の安全安心・食育推進計画」との連携を図りつつ、食育を推進する。

**【主な事業】**

・食育推進ネットワーク事業、子どもの食育推進事業、
食の安全安心・食育推進事業、学校給食・食育推進事業など

**※他計画：「第 2 次熊本市食の安全安心・食育推進計画」**

## 施策４　小児医療（救急医療体制）の確保

（※他計画との連携）

本市では、休日・夜間急患センター（熊本地域医療センター内）を設置し、小児科等で 365 日 24 時間いつでも受診できる初期救急体制を整備しているが、先進諸国に比べてまだ高い幼児死亡率を改善するため、重篤な小児救急患者に対応する救急医療体制の整備が求められており、熊本赤十字病院では、全国でも最初となる救命救急センター併設で 24 時間対応可能な小児専用の集中治療室（こども医療センター）が整備されたところである。今後も、かかりつけ医を持つことの意義やその役割、救急医療の適切な利用方法について広報啓発を行い市民の理解を求めながら、「第６次熊本地域保健医療計画」との連携を図りつつ、小児医療の充実を図る。

**【主な事業】**

・救急医療対策

**※他計画：「第 6 次熊本地域保健医療計画」**

## 施策５　子どもの権利の保障

（※他計画との連携）

子どもの健やかな成長のためには、子どもを取り巻く全ての人が子どもを一人の人間として尊重する意識の醸成が重要であることから、この計画では、「児童の権利に関する条約」や熊本市民「こども憲章」を念頭に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、認定こども園、保育所・幼稚園、学校、企業・事業所、行政機関等が連携し、子どもの人権について語り合い理解する機会を数多く設け、「熊本市人権教育・啓発基本計画」や「熊本市自治基本条例」との連携を図りつつ、人権尊重の取り組みを進めていく。

**【主な事業】**

・人権啓発、子どもフォーラムなどの人権教育関係、いじめ・不登校対策、
いじめ防止対策推進法関連、　子ども・若者総合相談センター（再掲）など

※他計画：「熊本市人権教育・啓発基本計画」

児童の権利に関する条約（平成６年批准・発効）

この条約は、次の４つの子どもの権利を守ることを定め、子どもにとって一番いいことは何かを考えなければならないと謳っています。

| | |
|---|---|
| (1) 生きる権利 | 防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。 |
| (2) 育つ権利 | 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。 |
| (3) 守られる権利 | あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。 |
| (4) 参加する権利 | 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。 |

出典：日本ユニセフ協会抄訳「子どもの権利条約」

## 施策⑥　学校教育の推進

（※他計画との連携）

確かな学力や豊かな人間性など、生きる力を備えた子どもたちの育成や教職員の指導力向上など、学校教育の充実が求められていることから、本市では「熊本市教育振興基本計画」との連携を図りつつ、確かな学力の向上を図り、豊かな心と健やかな体を育成するため、学校教育の充実を図る。

特に青少年の時期は、同世代の仲間との集団生活を通して、自らの個性を伸ばし、豊かな人間性、確かな学力、健康・体力などの社会人としての基礎的な資質や能力を培う時期である。そのため、学校教育の役割はとても重要であり、学校は家庭や地域社会との連携・協力を強化しながら、徳・知・体の調和のとれた教育を行う必要がある。

本市では、この時期の子どもたち一人ひとりが、意欲的に学び、自己の将来に夢を描くことができるよう、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、身近な場所での奉仕活動や職業体験活動などの体験活動を重視しながら、子どもたちの主体性や夢を大切にした教育を推進する。

**■学校が楽しいと感じる子どもの割合**

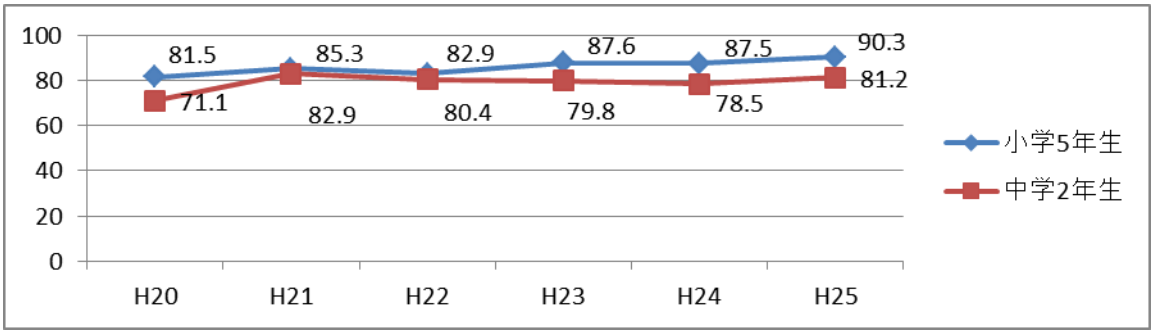


**【主な事業】**

・ナイストライ事業、感性をみがく教育の推進、道徳教育の充実、
いじめ・不登校対策（再掲）、少人数学級、総合的な学習の時間推進、
読書活動推進、ブラッシュアップイングリッシュ事業、教職員研修、
子どもの健康づくり・体力向上推進、「幼小中連携の日」の交流など

※他計画：「熊本市教育振興基本計画」

## 施策７　子ども・青少年の健全育成の推進

心豊かなたくましい青少年をはぐくむため、放課後の居場所づくり、子どもたちの地域交流の機会や活動拠点の更なる充実を図るほか、平成 26 年４月に設置した「子ども・若者総合相談センター」において、子ども・若者やその家族からの幅広い分野にまたがる相談に応じ、関係機関・団体と連携を図りながら、その支援に取り組む。

子どもや若者の育成支援にあたっては、そのライフサイクルにおいて継続的な対応が求められることから、平成 22 年４月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」や「子ども・若者ビジョン」の趣旨を踏まえ、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するためのネットワークの構築と支援体制の整備等、関連施策を総合的に推進する。

**【主な事業】**

・子ども・若者総合相談センター（再掲）、校区青少年健全育成助成、
プレイパーク開催の推進・支援、中学生地域交流推進事業、
青少年センター活動、公民館子ども活動支援、ナイストライ事業（再掲）、
子どもの健康づくり・体力向上推進（再掲）、子ども発達支援センター（再掲）、
発達障がい者支援センター（再掲）、ひきこもり相談（再掲）、
こころの健康相談（再掲）、児童館（室）（再掲）など

## 基本方針３　子どもが育つ安心の環境づくり

### ●現状と課題●

【核家族化や地域の繋がりの希薄化、共働き世帯の増加等を背景とした子育て支援の必要性】

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化、子育て世帯の孤立化、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感の増加についてはこれまでも述べてきたとおりであり、特に、子どもや子育て家庭を取り巻く環境づくりという視点から、子育てサークル等地域における子育て支援ネットワークの構築や子育てに関する情報提供などにより、孤立化の防止、不安や負担感の解消を図る必要がある。

### ●施策の概要●

#### 施策１　地域における子育て支援活動の推進

市民と協働し、地域全体で子育て支援する取り組みを推進する。地域で子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの取り組みとして、地域コミュニティの更なる活用を図るため、各校区や各区の子育て支援ネットワーク活動を支援し、連携協力を推進する。

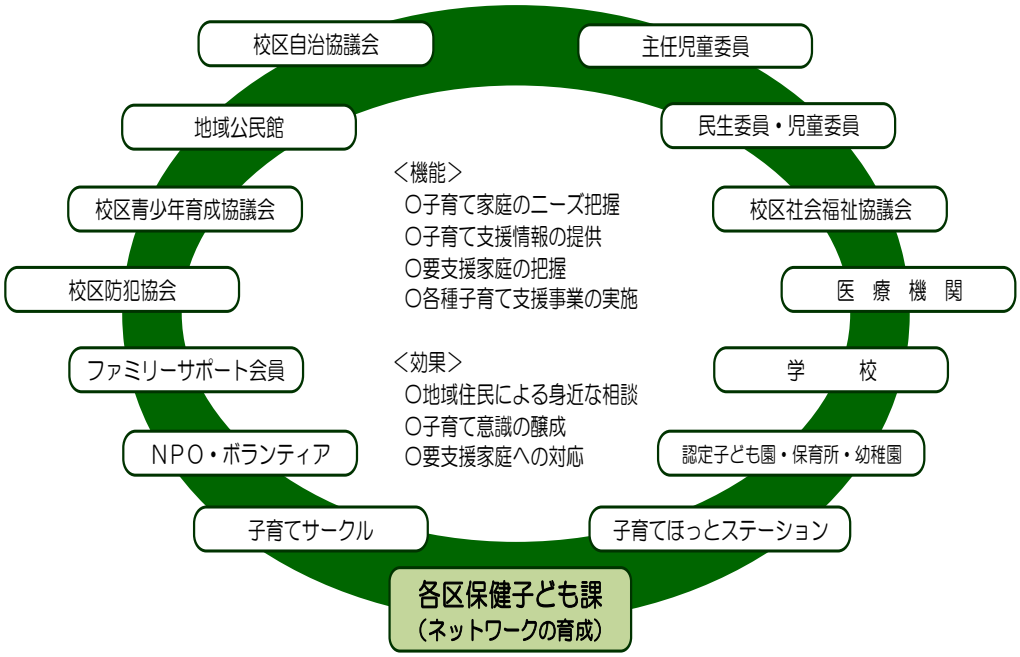

また、子育て当事者同士の交流や知り合うきっかけ、あるいは子どもへの対処方法などを自然に学ぶ親育ちの場となる、地域における子育てサークル等を支援していく。

さらに、エンゼル基金からの助成などにより子育てサークル・子育て支援団体の育成を行うとともに、活動事例に関する情報提供や人材の派遣等による支援を行いながら、多くの保護者や支援者の参加を促進するなど、活動基盤の強化や活動の活性化に向けた支援を行う。

**【主な事業】**

・子育て支援ネットワーク推進事業の活動支援、
子育てサークルの活動支援、エンゼル基金助成事業　など

## 施策2　子育てに役立つ情報提供等の推進

子育て中の親子が気軽に安心して外出できる環境づくりとして、公共施設や飲食店、医療機関などにおける授乳室や託児サービスなどの子育てに役立つ、より多くの事業者の情報をホームページに掲載するなど、子どもを安心して産み育てられるまちづくりを推進する。

また、子育てにやさしいまちづくりのためには、周りにいる人が手助けするなどの支援や理解・配慮も重要となるため、マタニティーマークやベビーカーマークの普及などの啓発を行う。

**【主な事業】**

・子育て支援情報提供事業　など

## 施策３　ワーク･ライフ･バランスなど働き方の見直し　（※他計画との連携）

保育所や認定こども園、小規模保育、事業所内保育等の充実による保育量の増加を図るほか、「熊本市男女共同参画基本計画」との連携を図りつつ、夫婦が共同して子育てができるよう、男性が育児や家事に積極的に関わりを持つための意識の啓発を行うとともに、事業所や子育て・経済・男女共同参画の各部門と連携して、仕事と家庭の両立支援を推進し、事業所における子育てしやすい職場環境づくりの促進を図る。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府）

**【主な事業】**

- 男女共同参画啓発・支援、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業への支援事業、「家族の日」「家族の週間」啓発、雇用の安定と拡大、企業立地促進、UIJ ターン就職促進など

※他計画：「熊本市男女共同参画基本計画」

## 施策４　地域における子育て支援サービスの充実

【再掲】基本方針１、施策１

**【主な事業】**

① 地域子育て支援拠点事業
- 子育て支援センター、街なか子育てひろばなど

② 子育てほっとステーションなど（①以外）
- 児童館（室）、子ども文化会館など

③ 地域子育て支援事業
- ショートステイ、病児･病後児保育事業、ファミリー･サポート･センター、公立保育所一時預かり、私立保育所一時預かり助成など

④ 親の学びの推進
- 乳幼児ママ・パパ教室、家庭教育推進など

## 施策５　保育サービス及び幼児教育の充実

【再掲】基本方針１、施策２

**【主な事業】**

① 認定こども園の支援

② 保育所管理・運営及び支援
- 保育所の整備、管理運営、待機児童支援助成など

③ 幼稚園の管理・運営及び支援
- 幼稚園の管理運営、私学助成など

④ 地域型保育の充実
- 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育など

⑤ 認可外保育施設支援
- 職員研修経費等に対する助成など

⑥ 保育の質の向上
- 保育士等処遇改善など

## 施策６　放課後児童対策の推進

【再掲】基本方針１、施策３

**【主な事業】**
- 児童育成クラブ管理運営、学びノート教室開催、子どもスポーツ教室開催、ファミリー・サポート・センター（再掲）など

## 施策７　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

【再掲】基本方針１、施策４

**【主な事業】**

①　児童虐待防止対策

・熊本市要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待相談員等の配置、職員研修の充実、オレンジリボンキャンペーンの実施、配偶者暴力相談支援センター事業運営など

②　社会的養護

「熊本県家庭的養護推進計画」の推進、里親委託推進・普及啓発など

③　障がい児施策

・健診等による障がいの早期発見の実施、障害児通所支援事業等の福祉サービスの拡充、障がい児保育、特別支援教育など

## 施策８　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進

【再掲】基本方針２、施策１

**【主な事業】**

①　妊娠前から妊娠･出産期までの支援

・妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査事業、特定不妊治療費助成（再掲）、妊娠・子育て悩み相談事業、母親のこころのケア推進事業など

②　乳幼児期における支援

・乳幼児健康診査、子ども医療費助成（再掲）、未熟児養育医療（再掲）、自立支援医療、小児慢性特定疾病など

③　歯科保健推進

・フッ化物洗口新規導入支援事業など

④　予防接種

・三種混合、MR ワクチン、ヒブ・小児用肺炎球菌など

⑤　母子保健相談指導・訪問など

・母子保健相談指導事業、こんにちは赤ちゃん事業、親育ち支援事業、養育支援家庭訪問事業、産後ホームヘルプサービス事業、子育て支援センター（再掲）など

## 施策⑨　小児医療（救急医療体制）の確保

【再掲】基本方針２、施策４

**【主な事業】**

救急医療対策

## 施策⑩　子ども・青少年の健全育成の推進

【再掲】基本方針２、施策７

**【主な事業】**

・子ども・若者総合相談センター（再掲）、校区青少年健全育成助成、
プレイパーク開催の推進・支援、中学生地域交流推進事業、
青少年センター活動、公民館子ども活動支援、ナイストライ事業（再掲）、
子どもの健康づくり・体力向上推進（再掲）、子ども発達支援センター（再掲）、
発達障がい者支援センター（再掲）、ひきこもり相談（再掲）、
心の健康相談（再掲）、児童館（室）（再掲）など

## 基本方針４「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策

### ●現状と課題●

【結婚から子育てまでを視野に入れた少子化対策の必要性】

未婚化・晩婚化の進行や若年層・女性の雇用環境などの複雑化した課題が出生数の減少や出生率の低下に影響し、少子化に繋がっているものと考えられ、本市においても、将来的に人口減少に転じるものと予測される中、「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない支援を視野に入れた少子化対策はスピード感を持って取り組むべき最重要課題である。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施等により、従来からの取り組みである待機児童対策などの「子育て支援」を更に強化させるとともに、企業における育児支援や働き方の見直しの取り組みを支援する「仕事と子育ての両立支援」、更には少子化の要因であると考えられる未婚化・晩婚化に対する取り組みとしての若年層への情報提供・意識啓発や、母子保健といった「結婚・妊娠・出産支援」を強化する必要がある。

なお、「子育て支援」については、基本方針１～３に掲げた各施策の推進をもってその充実を図るものである。

### 施策１　結婚・妊娠・出産支援

企業等と連携した未婚者・若年層への情報提供・意識啓発や、妊娠・出産に関する情報提供及び相談体制の充実を図る。

**【主な事業】**

・少子化対策推進事業、妊婦健康診査（再掲）、妊娠・子育て悩み事業（再掲）など

### 施策２　子育て支援の充実

基本方針１～３の各事業

### 施策３　ワーク･ライフ･バランスなど働き方の見直し

【再掲】基本方針３、施策３

**【主な事業】**

・男女共同参画啓発・支援、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業への支援事業、「家族の日」「家族の週間」啓発、雇用の安定と拡大、企業立地促進、UIJ ターン就職促進など

「 熊本市子ども輝き未来プラン」

# 【　事業一覧　】

| 方針 | 施策 | 主な事業 | 関係課 | P |
|---|---|---|---|---|
| 1 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援 | 1 地域における子育て支援サービスの充実 | ① 地域子育て支援拠点事業 | 子ども支援課・健康福祉政策課 | 53 |
| | | ② 子育てほっとステーションなど | 青少年育成課・まちづくり交流室（生涯学習推進課）・各区福祉課 | 53 |
| | | ③ 地域子育て支援事業 | 子ども支援課・保育幼稚園課 | 54 |
| | | ④ 親の学びの推進 | 子ども支援課・生涯学習推進課・まちづくり交流室 | 55 |
| | 2 保育サービス及び幼児教育の充実 | ① 認定こども園の支援 | 保育幼稚園課 | 56 |
| | | ② 保育所の管理・運営及び支援 | 保育幼稚園課 | 56 |
| | | ③ 幼稚園の管理・運営及び支援 | 教育政策課・保育幼稚園課 | 56 |
| | | ④ 地域型保育の充実 | 保育幼稚園課 | 57 |
| | | ⑤ 認可外保育施設支援 | 保育幼稚園課 | 57 |
| | | ⑥ 保育の質の向上 | 保育幼稚園課・子ども支援課 | 57 |
| | 3 放課後児童対策の推進 | 放課後児童対策関連事業 | 青少年育成課・指導課・スポーツ振興課 | 58 |
| | 4 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援 | ① 児童虐待防止対策 | 児童相談所・子ども支援課・青少年育成課・各区保健子ども課・男女共生推進室 | 59 |
| | | ② 社会的養護 | 児童相談所・子ども支援課 | 60 |
| | | ③ 障がい児施策 | 障がい保健福祉課・子ども発達支援センター・保育幼稚園課・児童相談所・総合支援課 | 60 |
| | 5 母子・父子家庭の自立支援の推進 | ① 子育て・生活支援 | 子ども支援課 | 63 |
| | | ② 就業支援、養育費の確保 | 子ども支援課・男女共生推進室・産業政策課 | 63 |
| | | ③ 経済的支援 | 子ども支援課 | 64 |
| | 6 子どもの貧困対策の推進 | 子どもの貧困対策 | 子ども支援課・学務課・保護管理援護課 | 65 |
| | 7 子育てにおける経済的支援の適切な実施 | ① 児童手当給付 | 子ども支援課・各区保健子ども課 | 66 |
| | | ② 子ども医療費・その他医療費助成 | 子ども支援課・各区保健子ども課・障がい保健福祉課 | 66 |
| | | ③ 助産施設入所 | 子ども支援課 | 66 |
| | | ④ 就園奨励、その他 | 保育幼稚園課、廃棄物計画課 | 67 |

| 方針 | 施策 | 主な事業 | 関係課 | P |
|---|---|---|---|---|
| 2 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援 | 1 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進 | ① 妊娠前から妊娠・出産期までの支援 | 子ども支援課・各区保健子ども課・児童相談所・市民病院経営企画課 | 68 |
| | | ② 乳幼児期における支援 | 子ども支援課・各区保健子ども課・障がい保健福祉課 | 69 |
| | | ③ 歯科保健推進 | 健康づくり推進課 | 69 |
| | | ④ 予防接種 | 感染症対策課 | 70 |
| | | ⑤ 母子保健相談指導・訪問など | 子ども支援課・各区保健子ども課 | 70 |
| | 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進 | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 | 健康教育課・感染症対策課・医療政策課・子ども支援課・こころの健康センター・健康づくり推進課 | 71 |
| | 3 食育の推進 | 食育の推進 | 健康づくり推進課・保育幼稚園課・健康教育課 | 73 |
| | 4 小児医療（救急医療体制）の確保 | 小児医療（救急医療体制）の確保 | 医療政策課 | 73 |
| | 5 子どもの権利の保障 | 子どもの権利の保障 | 人権推進総室・人権教育指導室・広聴課 | 74 |
| | 6 学校教育の推進 | 学校教育の推進 | 教育委員会事務局 | 75 |
| | 7 子ども・青少年の健全育成の推進 | 子ども・青少年の健全育成 | 青少年育成課・まちづくり交流室（生涯学習推進課）・博物館・健康福祉政策課・総合支援課・教育センター・指導課・スポーツ振興課 | 79 |

| 方針 | 施策 | 主な事業 | 関係課 | P |
|---|---|---|---|---|
| 3 子どもが育つ安心の環境づくり | 1 地域における子育て支援活動の推進 | 地域における子育て支援活動の推進 | 子ども支援課・保育幼稚園課 | 81 |
| | 2 子育てに役立つ情報提供等の推進 | 子育て支援情報提供等 | 子ども支援課・各区保健子ども課 | 81 |
| | 3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し | ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し | 子ども支援課・保育幼稚園課・男女共生推進室・産業政策課 | 82 |
| | 4 地域における子育て支援サービスの充実【再掲】 | ① 地域子育て支援拠点事業 | 子ども支援課・健康福祉政策課 | 53 |
| | | ② 子育てほっとステーションなど | 青少年育成課・まちづくり交流室（生涯学習推進課）・各区福祉課 | 53 |
| | | ③ 地域子育て支援事業 | 子ども支援課・保育幼稚園課 | 54 |
| | | ④ 親の学びの推進 | 子ども支援課・生涯学習推進課・まちづくり交流室 | 55 |
| | 5 保育サービス及び幼児教育の充実【再掲】 | ① 認定こども園の支援 | 保育幼稚園課 | 56 |
| | | ② 保育所の管理・運営及び支援 | 保育幼稚園課 | 56 |
| | | ③ 幼稚園の管理・運営及び支援 | 教育政策課・保育幼稚園課 | 56 |
| | | ④ 地域型保育の充実 | 保育幼稚園課 | 57 |
| | | ⑤ 認可外保育施設支援 | 保育幼稚園課 | 57 |
| | | ⑥ 保育の質の向上 | 保育幼稚園課・子ども支援課 | 57 |
| | 6 放課後児童対策の推進【再掲】 | 放課後児童対策関連事業 | 青少年育成課・指導課・スポーツ振興課 | 58 |
| | 7 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援【再掲】 | ① 児童虐待防止対策 | 児童相談所・子ども支援課・青少年育成課・各区保健子ども課・男女共生推進室 | 59 |
| | | ② 社会的養護 | 児童相談所・子ども支援課 | 60 |
| | | ③ 障がい児施策 | 障がい保健福祉課・子ども発達支援センター・保育幼稚園課・児童相談所・総合支援課 | 60 |

| 方針 | 施策 | 主な事業 | 関係課 | P |
|---|---|---|---|---|
| 3 子どもが育つ安心の環境づくり | 8 妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進【再掲】 | ① 妊娠前から妊娠・出産期までの支援 | 子ども支援課・各区保健子ども課・児童相談所・市民病院経営企画課 | 68 |
| | | ② 乳幼児期における支援 | 子ども支援課・各区保健子ども課・障がい保健福祉課 | 69 |
| | | ③ 歯科保健推進 | 健康づくり推進課 | 69 |
| | | ④ 予防接種 | 感染症対策課 | 70 |
| | | ⑤ 母子保健相談指導・訪問など | 子ども支援課・各区保健子ども課 | 70 |
| | 9 小児医療（救急医療体制）の確保【再掲】 | 小児医療（救急医療体制）の確保 | 医療政策課 | 73 |
| | 10 子ども・青少年の健全育成の推進【再掲】 | 子ども・青少年の健全育成 | 青少年育成課・まちづくり交流室（生涯学習推進課）・博物館・健康福祉政策課・総合支援課・教育センター・指導課・スポーツ振興課 | 79 |

| 方針 | 施策 | 主な事業 | 関係課 | P |
|---|---|---|---|---|
| 4 「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない支援 | 1 結婚・妊娠・出産支援 | 結婚・妊娠・出産支援 | 子ども支援課・青少年育成課 | 84 |
| | 2 子育て支援の充実 | 基本方針1～3の各事業 | | |
| | 3 ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し【再掲】 | ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し | 子ども支援課・保育幼稚園課・男女共生推進室・産業政策課 | 82 |

## 基本方針１
## 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

### 施策１　地域における子育て支援サービスの充実

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ①　地域子育て支援拠点事業　**子ども支援課、健康福祉政策課** |
| 事業概要 | ・地域における子育て全般に関する支援を行う拠点施設として、公立及び私立保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、地域の団体との連携を図りながら地域全体で子育てを支援する。<br>・交通の利便性が高い中心市街地で、土日祝日も利用できる拠点施設として「街なか子育てひろば」を設置し、仕事や地理的事情で他の施設の利用が困難な家庭の利用促進を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | ・総合子育て支援センター管理運営、公立地域子育て支援センター管理運営、私立地域子育て支援センター管理運営、夢もやい館管理運営<br>・街なかつどいの広場事業、（植木町）つどいの広場運営 |
| 方向性 | ・多くの市民が気軽に利用できるよう、広報等により周知を図り、機能の充実を図る。また、交流の場として活用するとともに、地域へ出向いた子育て支援の充実に取り組む。 |

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ②　子育てほっとステーションなど（①以外）<br>**青少年育成課、まちづくり交流室（生涯学習推進課）、各区福祉課** |
| 事業概要 | [児童館等]<br>・児童館の適切な管理運営を行い、自由な遊びの中での集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図る。<br>・児童館（室）において、子育てに関する情報交換を行ったり、互いに悩み事を相談できる集いの場（サロン）を設け支援を図る。<br>[電話相談等]<br>・24 時間年中無休での電話相談や家庭相談等を受け付ける。 |
| 構成<br>細事業名 | [児童館等]<br>・児童館管理運営（１１ヶ所）、(植木町)民間児童館活動事業助成<br>・子ども文化会館施設管理、子育てサロン開催、「雑草の森」管理運営費助成<br>[電話相談等]<br>・夜間･休日子ども総合相談事業、福祉総合相談事業 |
| 方向性 | ・利用者ニーズに即した施設運営を行うとともに、子育て支援センター等と連携してサービスの向上を図る。<br>・子育て中の親子が気軽に集い相談・交流できるよう、周知及び内容の充実を図る。 |

| 中事業名 | ③　地域子育て支援事業　**子ども支援課、保育幼稚園課** |
|---|---|
| 事業概要 | [子育て短期支援事業（ショートステイ･トワイライトステイ）]<br>・保護者が疾病や出産、仕事上の理由などによって児童の養育が一時的に困難又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合等に、児童福祉施設等において養育・保護を行う。また、保護者が仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ生活指導や食事の提供を行う。<br>[病児･病後児保育事業]<br>・小学校 3 年生までの児童等が病気又は病気回復期で集団生活が困難な時期に、専用の保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。<br>[ファミリー・サポート・センター事業]<br>・子育て支援や市民相互の触れ合いを目指して、子どもを預けたい人（依頼会員）と子どもを預かりたい人（協力会員）からなる会員組織により、地域の子育ての相互援助活動を支援する。<br>[一時預かり事業]<br>・保護者の就労形態の多様化や疾病など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、就学前児童を対象に保育所などで一時預かりを行う。<br>[利用者支援事業]<br>・子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、各区で情報の提供や相談・援助を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）<br>・病児・病後児保育事業<br>・ファミリー・サポート・センター事業<br>・公立保育所一時預かり事業、私立保育所一時預かり事業助成、幼稚園型一時預かり事業<br>・利用者支援事業、子育て支援員育成 |
| 方向性 | ・各事業について、制度の周知・広報・関係機関との連携を図る。<br>・子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業について、必要な人が利用できるような実施体制の整備や、地域需要・地域バランスを考慮しながら施設の増設を検討する。<br>・ファミリー・サポート・センターについて、病児対応などの依頼会員のニーズの多様化に対応し、協力会員の確保に努める。<br>・一時預かり事業について、保護者ニーズに対応するため、保育所等の自主事業を含め実施園を拡大する。<br>・子ども･子育て支援新制度における、小規模保育･家庭的保育等の地域型保育事業や、ファミリー･サポート･センター、放課後児童クラブ等の拡充により、さらなる人材確保が必要となるため、従事する「子育て支援員」の養成研修を実施し、保育従事者等の確保を図る。 |

| 中事業名 | ④　親の学びの推進　　**子ども支援課、生涯学習推進課・まちづくり交流室** |
|---|---|
| 事業概要 | ［乳幼児ママ・パパ教室、家庭教育セミナー］<br>・家庭の教育力向上のために、保護者を対象に家庭教育の大切さや子どもとの接し方、心構え、しつけ等についての学習機会を提供する。<br>［家庭教育学級］<br>・公民館を拠点に保護者が主体的に行う「家庭教育に関する学習活動」を支援する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・乳幼児ママ・パパ教室事業<br>・家庭教育推進事業<br>・主催講座開催事業 |
| 方向性 | ・乳幼児ママ・パパ教室について、講座内容の充実と周知を図る。<br>・家庭教育セミナーについて、学校やＰＴＡ等と連携し、学習機会の拡充を図る。<br>・家庭教育学級について、学習内容の充実と活動の周知に力を入れ、学級数増を目指す。 |

## 施策２　保育サービス及び幼児教育の充実

| 中事業名 | ①　認定こども園の支援　**保育幼稚園課** |
|---|---|
| 事業概要 | 幼稚園と保育所の機能や特長、地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つ施設として、普及を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | ・施設型給付<br>・保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業 |
| 方向性 | 幼稚園又は保育所から認定こども園への円滑な移行並びに適切な教育・保育の実施のため必要な支援を行う。 |

| 中事業名 | ②　保育所の管理・運営及び支援　**保育幼稚園課** |
|---|---|
| 事業概要 | 子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき保育所整備等を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・施設型給付<br>・公立保育所管理運営　・公立保育所延長保育促進事業　・公立保育所整備（維持）<br>・保育料納入対策事業　・待機児童支援助成事業　・公立保育所移転新築関連事業<br>・公立保育所民営化関連事業<br>・私立保育所延長保育促進事業　・私立保育所運営　・児童福祉施設整備費助成<br>・私立保育所団体助成等　・私立保育所文書配布等事務委託<br>・保育士再就職支援研修事業　・保育所入退所関係事務<br>・保育士再就職支援コーディネーター配置事業 |
| 方向性 | 子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、計画的な整備を行うことで平成 29 年度中の待機児童の解消を目指す。<br>また、保育士等の処遇改善及び人材確保に努める。 |

| 中事業名 | ③　幼稚園の管理・運営及び支援　**教育政策課、保育幼稚園課** |
|---|---|
| 事業概要 | 子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、適切な管理等を行う。また、幼児教育の向上に向けて必要な支援等を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・私学助成（幼稚園）　・幼稚園一般管理　・幼稚園保健管理運営<br>・幼稚園給食管理運営（城南町）<br>・公立幼稚園一般管理運営 |
| 方向性 | 子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、幼児教育の向上の促進を図る。 |

| 中事業名 | ④ 地域型保育の充実 **保育幼稚園課** |
|---|---|
| 事業概要 | ３歳未満児を対象とした地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を増やすことにより、３歳未満児の待機児童の解消を図る。<br>・家庭的保育事業：定員５人以下　・小規模保育事業：定員６～１９人以下<br>・居宅訪問型保育事業：疾病、障がい等で個別ケアが必要な子どもを１対１で保育する事業<br>・事業所内保育事業：事業所の保育施設で従業員と地域の子どもを保育する事業 |
| 構成<br>細事業名 | ・地域型保育給付 |
| 方向性 | 子ども・子育て支援事業計画（熊本市幼児教育保育施設整備計画）に基づき、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の計画的な普及、整備を行うことで、平成 29 年度中に待機児童を解消するとともに、仕事と家庭が両立でき安心して産み育てられる環境づくりを進める。 |

| 中事業名 | ⑤ 認可外保育施設支援 **保育幼稚園課** |
|---|---|
| 事業概要 | ・認可外保育施設に対し「指導監督の指針」及び「指導監督基準」に基づく指導・監督を行うとともに助成を行う。更に、保護者への情報提供を促すことによって利用者が適切な保育サービスを選択できるようにする。<br>・認可外保育施設の無資格保育従事者の資格取得支援のための代替保育従事者雇用に係る費用を助成する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・認可外保育施設助成事業<br>・認可外保育施設保育士資格取得支援事業 |
| 方向性 | 指導監督の徹底による児童の安全確保等に努める。 |

| 中事業名 | ⑥ 保育の質の向上 **保育幼稚園課、子ども支援課** |
|---|---|
| 事業概要 | ・保育所の職員が出産、傷病のため、長期間休暇を必要とする場合、産休等代替職員を任用し、母体の保護を図りつつ、児童の処遇を確保する。<br>・保育所のサービスについて、公正・中立な第三者機関の専門的かつ客観的な評価を受けることで、事業実施における具体的な問題点を確認し、サービスの質の向上に係る取り組みを推進する。また、利用者が保育サービスの内容を把握できるよう、評価結果を公表する。<br>・保育所の職員が子どもに関わる多くの課題に対応できるよう知識と技術を学び、より高い専門性を身に付けていくため職員研修を実施する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・産休等代替職員経費助成<br>・子育て支援員育成（再掲） |
| 方向性 | ・第三者評価について、私立保育所に対しては、第三者評価事業の普及啓発に努め、第三者評価を実施していく。<br>・職員研修について、幼稚園、小学校・中学校等と連携し、研修体制と研修内容の充実及び職員の質の向上を図る。<br>・子ども･子育て支援新制度における、小規模保育･家庭的保育等の地域型保育事業や、ファミリー･サポート･センター、放課後児童クラブ等の拡充により、さらなる人材確保が必要となるため、従事する「子育て支援員」の養成研修を実施し、保育従事者等の確保を図る。 |

## 施策３　放課後児童対策の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 放課後児童対策関連事業　**青少年育成課、指導課、スポーツ振興課** |
| 事業概要 | ［放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）］<br>・保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象とする「児童育成クラブ」等を適切に運営する。<br>［放課後子供教室］<br>・放課後における児童の安全安心な居場所づくりの一環で、学校施設等を活用して、学びノート教室の開催等、学習や体験活動の機会等を提供する「放課後子供教室」を実施する。 |
| 構成<br>細事業名 | ［放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）］<br>・児童育成クラブ管理運営、児童育成クラブ施設整備<br>［放課後子供教室］<br>・学びノート教室開催、子どもスポーツ教室開催<br>［その他］<br>・ファミリー・サポート・センター事業（再掲） |
| 方向性 | ・放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）について、子ども・子育て支援事業計画に基づき、適切な整備等を行う。<br>・国が策定した放課後子ども総合プランに基づき「運営委員会」を設置し、学校施設の活用方策等も含めた放課後児童対策について協議を行う。 |

## 施策４　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ①　児童虐待防止対策　　**児童相談所、子ども支援課、青少年育成課、各区保健子ども課、男女共生推進室** |
| 事業概要 | [児童に関する各種相談・措置等]<br>・18 歳未満の子どもの養育相談や障がい、非行などの子どもに関する様々な相談への対応や虐待対応協力を行い、場合によっては立入調査や一時保護、施設入所措置等の権限を行使し、児童の健やかな成長を支援していく。<br>[要保護児童対策地域協議会]<br>・要保護児童等の適切な保護及び支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行い、関係機関の円滑な連携・協力を確保する。<br>[児童虐待相談員等の配置、児童虐待防止啓発等]<br>・児童虐待の予防、早期発見、早期対応への積極的な取り組みを進めるため、各区保健子ども課を要保護児童等の相談・通告窓口とし、要保護児童等対応専任職員に加え、社会福祉士等有資格者の児童虐待相談員を配置するなど、相談体制を整備する。相談援助活動に携わる職員は、専門知識・技術を必要とするため、職員の派遣研修等を実施し、相談対応能力の向上を図る。<br>・児童虐待防止啓発ポスター及びパンフレットの配布や 11 月の児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンの実施等を通じ、児童虐待に対する市民の関心と理解を深めることによって、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応につなげる。<br>・配偶者からの暴力（DV）の根絶に向け、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）等を通じた啓発・広報を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、配偶者等からの暴力に関する相談体制・支援体制の充実を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | [児童に関する各種相談・措置等]<br>・カウンセリング強化事業、一時保護機能強化事業、児童入所施設措置、児童自立支援施設事務委託事業（児童自立支援施設措置）、夜間・休日子ども相談事業（再掲）<br>[要保護児童対策地域協議会、児童虐待相談員等の配置、児童虐待防止啓発等]<br>・要保護児童対策地域協議会運営、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、オレンジリボンキャンペーン<br>・配偶者暴力相談支援センター事業、男女共同参画啓発事業 |
| 方向性 | ・相談及び支援体制の充実・強化と職員の資質や専門性の向上を図り、児童虐待の予防と早期発見及び早期対応、迅速な対応と適切な保護に努める。<br>・要保護児童対策地域協議会における一層の情報の共有と連携の強化を図り、相談及び支援体制の充実と関係者の資質の向上に取り組む。<br>・様々な機会に広報・啓発を行い、相談・通告先の周知に努める。 |

| 中事業名 | ② 社会的養護　**児童相談所、子ども支援課** |
|---|---|
| 事業概要 | 児童養護施設等の家庭的養護推進のため「熊本県家庭的養護推進計画」を策定し、施設の小規模化をはじめ、社会的養護体制の充実を図るための支援を行う。また、里親制度の普及並びに里親委託推進のための支援を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・児童相談所管理運営、一時保護所管理運営<br>・身元保証人確保対策事業<br>・児童入所施設活動支援<br>・産休等代替職員経費助成<br>・里親制度普及促進事業、里親委託推進支援事業<br>・法的対応機能強化事業<br>・児童福祉施設小規模施設整備事業 |
| 方向性 | ・「熊本県家庭的養護推進計画」に基づき適切な整備を行うとともに、社会的養護体制の充実を図る。また、里親制度の普及並びに里親委託の促進を図る。 |

| 中事業名 | ③ 障がい児施策　**障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、保育幼稚園課、児童相談所、総合支援課** |
|---|---|
| 事業概要 | [子ども発達支援センターによる支援]<br>・障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行う。<br>・身近な場所で、子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場や保護者同士の相互交流が出来る場を提供する。<br>[発達障がい者支援センターによる支援]<br>・発達障がい児(者)及びその家族などが豊かな地域生活が送れるように、相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設や関係機関との連携を図り普及啓発や研修を行う。<br>[地域療育体制の整備]<br>・地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深める。<br>・支援のための関係機関のネットワーク化を推進する取り組みを行う。<br>・障がい児に対する理解を促進し、地域での協力及び支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及や啓発を行う。<br>[児童発達支援、医療型児童発達支援]<br>・障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う（医療型は医療の提供を伴う。）。<br>[放課後等デイサービス]<br>・学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。<br>[保育所等訪問支援]<br>・保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外との集団生活の適応のため専門的な支援を行う。<br>[私立保育所障害児保育助成]<br>・障がい児を受け入れている施設に対し、保育士雇用にかかる費用を助成する。 |

| | |
|---|---|
| | [短期入所]<br>・家庭において一時的に介護が困難となった場合や介護者の休息のため、障がい者(児)を施設における短期間の受け入れを行う。<br>[日中一時支援]<br>・障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、施設において見守り及び日常的な訓練を行う。<br>[障害児相談支援]<br>・指定障害児相談支援事業者による、障害児通所支援の支給決定時の障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）について、障害児相談支援給付費を支給する。<br>[障害児等療育支援]<br>・在宅の心身障がい児(者)等の地域における生活を支えるため、訪問・外来などによる療育指導を行う。<br>[夏休みの障がい児・家族支援事業]<br>・夏休み期間中に障がい児の生活リズムの維持と、家族の介護負担の軽減を図る。<br>[難聴児補聴器購入費助成事業]<br>・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する。<br>[医療費助成など]<br>・障がい児（者）に対し医療費の全部又は一部を助成する。その他各種手当等を支給する。<br>[障害児施設利用負担助成]<br>・障害児施設利用負担額の半額を助成する。<br>[特別支援教育事業]<br>・教育活動において支援を要する幼稚園・小中学校に対して、幼児児童生徒の安全の確保及び学習環境の改善を図るため、担任の補助となる臨時的任用職員(学級支援員)を派遣する。 |
| 構成<br>細事業名 | [子ども発達支援センターによる支援]<br>・子ども発達支援センター運営、子育て安心親支援事業、子育てスマイルサポート事業<br>[発達障がい者支援センターによる支援]<br>・発達障がい者支援センター運営事業<br>[地域療育体制の整備]　・地域療育関連<br>[児童発達支援、医療型児童発達支援]<br>・児童発達支援給付事業、医療型児童発達支援給付事業<br>[放課後等デイサービス]　・放課後等デイサービス給付事業<br>[保育所等訪問支援]　・保育所等訪問支援給付事業<br>[私立保育所障害児保育助成]　・私立保育所障害児保育助成<br>[短期入所]　・短期入所事業<br>[日中一時支援]　・日中一時支援事業<br>[障害児相談支援]　・障害児相談支援給付事業<br>[障害児等療育支援]　・障害児等療育支援事業<br>[夏休みの障がい児・家族支援事業]　・夏休みの障がい児・家族支援事業 |

| | |
|---|---|
| | [医療費助成など]<br>・難聴児補聴器購入費助成事業、重度心身障害者（児）医療費助成など<br>[障害児施設利用負担助成]　・障害児施設利用負担助成<br>[幼稚園障害児教育]<br>・碩台幼稚園障害児教育関連、幼稚園障害児教育<br>[児童発達支援]<br>・公立児童発達支援事業、基幹型児童発達支援事業<br>[特別支援教育事業]<br>・学級支援員派遣事業、笑顔いきいき特別支援教育推進事業、特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業 |
| 方向性 | ・子ども発達支援センターや発達障がい者支援センターでは、障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるように、個々の状況に応じた支援に努める。<br>・地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、各施設や医療機関、相談窓口等の連携を深めるとともに、支援のための関係機関のネットワーク化を推進し、ネットワーク型の地域療育体制を充実する。<br>・障がいのある子どもの家族支援の充実に努めるとともに、早い段階から身近な地域で必要な療育が受けられるよう、療育や訓練を行う障害児通所支援事業など（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）のサービスの拡充を図る。 |

## 施策５　母子・父子家庭の自立支援の推進

| 中事業名 | ①　子育て・生活支援　　**子ども支援課** |
|---|---|
| 事業概要 | ［日常生活支援］<br>・母子家庭及び父子家庭の者が、通学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話等を行う。<br>［児童訪問援助］<br>・ひとり親家庭の児童を対象に、気軽に相談できる相手として大学生等（児童訪問援助員）を家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに生活面の指導を行う。<br>［母子生活支援施設］<br>・配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・ひとり親家庭等日常生活支援事業<br>・ひとり親家庭児童訪問援助事業<br>・母子生活支援施設措置 |
| 方向性 | ・日常生活支援について、事業の周知を図るとともに、家庭生活支援員の質の向上を図る。<br>・児童訪問援助事業について、親及び児童に対して十分な面接を実施するとともに、派遣後も児童訪問援助員からの報告書を基に親及び児童に対する相談・指導を継続して実施する。<br>・母子生活支援について、相談体制の充実を図り適切な措置を行うとともに、支援体制の充実を図る。 |

| 中事業名 | ②　就業支援、養育費の確保　　**子ども支援課、男女共生推進室、産業政策課** |
|---|---|
| 事業概要 | ［就業支援］<br>・ひとり親家庭の母または父が安定した職に就くことを目的として、本市が指定した資格取得のための講座等を受講し終了した場合、受講料の一部を助成し、ひとり親家庭の自立促進を支援する。<br>・ひとり親家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間のうち一定期間において助成金を支給する。<br>・児童扶養手当受給者で、就労意欲がありながら十分な就労が行えていない者に対し、相談員が面接等を実施し個人毎の自立支援計画書を作成し、関係機関等との連携をとりながら、個別毎に継続的な就労支援を行う。<br>・熊本市母子・父子福祉センター内に、熊本市ひとり親家庭無料職業紹介所「Ｊ サロン・水前寺」を開設し、相談者等の希望する雇用条件等を登録するとともに、希望内容にあった求人情報等の提供・斡旋等を行う。<br>・男女共同参画センターはあもにいにおいて、資格取得等の就労支援やキャリアアップ等の能力開発に向けた各種講座を行う。 |

| | |
|---|---|
| | ［母子家庭の母等雇用対策］<br>・国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた本市在住の母子家庭の母等を、公共職業安定所の紹介により常時雇用した本市内に事業所を有する事業主に対し雇用奨励金を交付する。<br>［養育費の確保］<br>・養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め率や、受け取り率の向上により、ひとり親家庭の生活の安定を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費給付事業<br>・母子・父子自立支援員設置事業、母子・父子家庭自立支援プログラム策定員設置事業<br>・母子・父子福祉センター管理運営<br>・就労支援事業・能力開発事業（男女共同参画センターはあもにい）<br>・障がい者・母子家庭の母の雇用対策事業<br>・養育費相談員設置事業 |
| 方向性 | ・講座、養成訓練、助成金等の制度の周知を図り、ひとり親家庭等の就業支援等、自立促進の向上に努める。<br>・円滑な就労支援を行うための方策を検討するとととともに、関係機関との連携を図りながら、就労支援を進めていく。<br>・養育費確保支援事業についての周知を行い、養育費受取率の向上を図り、自立支援を促進する。 |

| 中事業名 | ③ 経済的支援　**子ども支援課** |
|---|---|
| 事業概要 | ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の母・父又は養育する者に対して児童扶養手当の支給を行う。<br>・ひとり親家庭等の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部を助成する。<br>・母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・児童扶養手当給付事業<br>・ひとり親家庭医療費助成<br>・母子寡婦福祉資金貸付事業、母子寡婦福祉資金償還促進事業 |
| 方向性 | ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するとともに、事業の周知を図り適切な給付・貸付を行う。 |

## 施策６　子どもの貧困対策の推進

| 中事業名 | 子どもの貧困対策　**子ども支援課、学務課、保護管理援護課** |
|---|---|
| 事業概要 | ［就学支援事業］<br>・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒のため、保護者に対し学用品費・学校給食費等の援助を行う。<br>［奨学金貸付］<br>・高等学校大学等に在学する者で、経済的理由により就学が困難な者に対し奨学金の貸付を行う。<br>［学習支援事業］<br>・平成２４年度より、生活保護受給者世帯の中学校２、３年生を対象として実施していた高校進学等健全育成事業については、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法の学習支援として引き続き実施する予定である。<br>［就労支援］<br>・生活困窮者、生活保護受給者世帯、児童扶養手当受給世帯に対するきめ細やかな就労支援を行うとともに、平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、中央区へ生活困窮者に対する自立相談支援の窓口を設置し、本格的な相談や就労支援を実施する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・小･中就学援助<br>・奨学金貸付事業<br>・高校進学等健全育成支援事業（学習支援事業）<br>・自立相談支援事業 |
| 方向性 | ・貧困の連鎖の解消を図るため、必要な学習機会の提供や奨学金の貸付等による適切な支援を行う。<br>・高校進学等健全育成支援事業について、事業対象者の進学率の向上を図る。 |

## 施策７　子育てにおける経済的支援の適切な実施

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ①　児童手当給付　**子ども支援課、各区保健子ども課** |
| 事業概要 | 子育ての経済的負担を軽減するため、中学生以下の子どもの養育者に児童手当を支給する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・児童手当給付事業 |
| 方向性 | ・制度の周知を図り、適正な給付に努める。 |

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ②　子ども医療費・その他医療費助成<br>**子ども支援課、各区保健子ども課、障がい保健福祉課** |
| 事業概要 | [子ども医療費]<br>・養育者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健康保持と健全な育成を図るため、小学３年生までの子どもの医療費を助成する。<br>[その他医療費助成]<br>・その他、未熟児養育や 18 歳未満の身体障がい児等への医療費助成を行う。<br>[特定不妊治療費助成]<br>・不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について費用の一部を助成し経済的負担軽減を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | ・子ども医療費助成<br>・未熟児養育医療・療養援護事業<br>・小児慢性特定疾病医療費支給<br>・自立支援医療費（育成医療）支給<br>・重度心身障害者（児）医療費助成（再掲）<br>・特定不妊治療費助成事業 |
| 方向性 | ・制度の周知を図り、適正な給付に努める。なお、子ども医療費の対象年齢の拡充にあたっては、持続可能な制度設計の検討を進める。 |

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ③　助産施設入所　**子ども支援課** |
| 事業概要 | 経済的理由により入院・助産を受けることが困難な妊産婦を入所させ、助産を受けることを可能にする。 |
| 構成<br>細事業名 | ・助産施設措置事業 |
| 方向性 | 制度の周知を図り適切な支援を行う。 |

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ④ 就園奨励、その他 **保育幼稚園課、廃棄物計画課** |
| 事業概要 | ・市立幼稚園の保育料減免や私立幼稚園へ補助金交付を行い、家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担を軽減する。<br>・3 歳未満の乳幼児がいる家庭や障がい者（児）のいる家庭の子育て支援の一環として、一定枚数の指定ごみ袋の交付を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・幼稚園就園奨励事業<br>・乳幼児世帯へのゴミ袋交付事業 |
| 方向性 | ・制度の周知を図り、適正な給付等に努める。 |

## 基本方針２
## 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

### 施策１　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ①　妊娠前から妊娠・出産期までの支援<br>**子ども支援課、各区保健子ども課、児童相談所、市民病院経営企画課** |
| 事業概要 | [妊婦・乳児健康診査事業、妊婦歯科検診事業]<br>・妊婦の健康増進を図るため、健康診査費用や歯科検診費用を助成し、安心して妊娠・出産できる環境を整える。また、乳児の栄養状態、精神、運動機能の発達等を診察し、疾病又は障害の早期発見や育児不安の解消を図るとともに、生活、離乳、予防接種についての指導を行う。<br>[先天性代謝異常等検査事業]<br>・新生児について血液検査を行い、障害の原因となる異常を早期に発見し、必要な支援を行うことにより、これらの者の障害の発現を防止する。<br>[特定不妊治療費助成事業]（再掲）<br>・不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。<br>[総合周産期母子医療センター管理運営]<br>・周産期の妊産婦及び新生児に対して、母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（NICU）を含む新生児病棟を備え、母体又は児におけるリスクの高い妊娠を対象とした周産期医療を行う。<br>[妊娠・子育て悩み相談事業など]<br>・妊娠に関する悩み、子育ての不安、経済的支援など多岐にわたる相談に 24 時間体制で電話対応し、妊娠・子育ての安心・安定を図る。また、相談者の悩みに応じて適切な相談機関等に繋ぎ、支援制度等についての情報提供を行う。さらに、市民病院助産師外来においても妊娠・出産・母乳育児に関するホットラインを設置し各種相談に助産師が 24 時間対応する。<br>[母親のこころのケア推進事業]<br>・産後うつ病等により支援を必要とする母親を早期に発見し、継続的な支援を行うことにより、産後うつ病等の回復の手助けや良好な母子関係の樹立を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | ・妊婦・乳児健康診査事業、妊婦歯科検診事業<br>・先天性代謝異常等検査事業<br>・特定不妊治療費助成事業（再掲）<br>・総合周産期母子医療センター管理運営<br>・妊娠相談整備事業<br>・母親のこころのケア推進事業 |
| 方向性 | ・妊娠中の健康管理の充実を図るため、受診率等の向上を図る。<br>・各事業について制度の周知を図る。<br>・総合周産期母子医療センターについて、地域周産期母子医療センター等と連携し、周産期 |

| | |
|---|---|
| | 医療体制の充実を図る。<br>・妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るため、市民を対象とした講演会を開催する。 |

| 中事業名 | ② 乳幼児期における支援　**子ども支援課、各区保健子ども課、障がい保健福祉課** |
|---|---|
| 事業概要 | ［乳児・幼児健康診査事業］<br>・乳児の栄養状態、精神、運動機能の発達等を診察し、疾病又は障害の早期発見や育児不安の解消を図る。また、幼児の健全な発育と健康の保持・増進のため、健康診査等を実施する。<br>［乳幼児経過観察健診事業］<br>・乳幼児健診後のフォローのため、運動発達遅滞の疑いや発育不良などのハイリスク乳幼児に対して専門医による診察や保健・栄養指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育・発達を促す。<br>［乳幼児等保健指導］<br>・健やかな成長や育児不安の解消を図るため、乳幼児を持つ保護者を対象に育児相談や健康づくり教室、育児学級等を開催し、情報を提供する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・乳児健康診査事業（再掲）、幼児健診事業<br>・子ども医療費助成（再掲）<br>・未熟児養育医療・療育援護事業（再掲）<br>・小児慢性特定疾病医療費支給（再掲）<br>・自立支援医療費（育成医療）支給（再掲） |
| 方向性 | ・健康管理システムを活用しながら、こんにちは赤ちゃん事業の実施状況等も確認しつつ、乳幼児健診未受診者のフォローの充実を図る。<br>・乳幼児経過観察の結果、必要に応じて療育等の早期支援につなげる。<br>・育児相談窓口等の啓発を行い、タイムリーな相談が実施できるようにする。<br>・支援が必要な妊産婦等、全ての対象者の訪問を目指すとともに、地域の子育て支援活動の充実を図る。 |

| 中事業名 | ③ 歯科保健推進　**健康づくり推進課** |
|---|---|
| 事業概要 | 子どもの頃からの基本的な生活習慣を身につけるとともに、むし歯予防に効果的なフッ化物の利用を推進する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・歯科保健推進事業<br>・フッ化物洗口新規導入支援事業 |
| 方向性 | 保育所・幼稚園でのフッ化物洗口の更なる推進を図る。 |

| 中事業名 | ④ 予防接種 **感染症対策課** |
|---|---|
| 事業概要 | 予防接種対象疾病となっている感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく予防接種を公費負担で実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・二種混合、三種混合、四種混合、麻しん風しん混合（ＭＲワクチン）、ＢＣＧ、<br>ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、不活化ポリオ、<br>ヒブ・小児用肺炎球菌、日本脳炎、水痘 |
| 方向性 | 各種広報や個別通知の送付、予防接種管理システムを活用した未接種者への勧奨などを実施し、予防接種率の向上を図る。 |

| 中事業名 | ⑤ 母子保健相談指導・訪問など **子ども支援課、各区保健子ども課** |
|---|---|
| 事業概要 | ［母子保健相談指導事業］<br>・妊娠中の母体の保護や疾病及び異常を予防し、健やかに産み育てるため、母子健康手帳の交付及び妊産婦や乳幼児を対象とした母親学級や保健指導を実施する。<br>［こんにちは赤ちゃん事業］<br>・生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談･助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつける。<br>［母子保健訪問指導］<br>・母子の健康の保持増進・疾病予防、育児不安の解消等を図るため、未熟児のいる家庭や支援が必要な妊産婦・乳幼児等がいる家庭を訪問する。<br>［親育ち支援事業］<br>・育児困難感や育児不安感を持つ保護者が、親同士の情報交換や交流の場に参加し、子どもへの関わり方等を学ぶことで、孤立感や育児不安等の解消を図り、健やかな子育てができるよう支援する。<br>［養育支援家庭訪問事業］<br>・母子保健訪問指導やこんにちは赤ちゃん事業等によって支援が必要と判断された家庭に対して、ケース検討会議を開催して支援の方針決定等を行い、保健師が直接支援を行うほか、ホームヘルパーによる家事、育児の援助や助産師等による訪問支援を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・母子保健相談指導事業<br>・こんにちは赤ちゃん事業<br>・親育ち支援事業<br>・養育支援家庭訪問事業<br>・子育て支援センター（再掲） |
| 方向性 | ・こんにちは赤ちゃん事業の制度の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭を早期に発見し、必要な支援や地域の子育て支援活動につなげていく。<br>・親育ち支援事業について、現在各区で実施している内容がほぼ同じであるため、事業効率化の観点から、委託を検討する。<br>・特に養育支援が必要な家庭に対して、適切な支援を行う。 |

## 施策２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策<br>**健康教育課、感染症対策課、医療政策課、子ども支援課、こころの健康センター、健康づくり推進課** |
| 事業概要 | ［子ども・若者総合相談センター運営］<br>・子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。<br>［妊娠・子育て悩み相談事業］（再掲）<br>・妊娠に関する悩み、子育ての不安、経済的支援など多岐にわたる相談に 24 時間体制で電話対応し、妊娠・子育ての安心・安定を図る。また、相談者の悩みに応じて適切な相談機関等に繋ぎ、支援制度等についての情報提供を行う。<br>［若者に対する結婚、妊娠、出産、子育てに関する意識啓発事業］<br>・少子化や未婚化・晩婚化の現状、晩産化のリスクなど、結婚から子育てについての正しい知識の情報提供を行う。<br>［要保護児童対策地域協議会］（再掲）<br>・要保護児童等の適切な保護及び支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行い、関係機関の円滑な連携・協力を確保する。<br>［性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業］<br>・児童生徒に対して発達段階に応じた性に関する指導を実施するために、各校の性に関する指導担当教員の指導力向上を図る。また、パンフレットの配布や出前講座の開催等により、薬物乱用防止のための普及啓発を行うとともに、飲酒、喫煙、薬物の危険性や有害性を児童生徒に認識させる教育の推進、指導者の養成並びに指導力の向上を行う。<br>［エイズ及び性感染症対策事業］<br>・エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、感染予防と偏見・差別意識の解消を図る。また、相談検査体制を充実し、感染を早期発見する。さらに、適切な時期に医療を受ける体制をつくり、感染者の支援を図る。<br>［ひきこもり相談など］<br>・ひきこもりで悩む本人またはその家族が孤立し、問題が長期化・重症化しないようひきこもり専用相談窓口の設置をする。<br>・こころの健康についての相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進、各関係機関への技術支援などを行う。<br>［赤ちゃんとのふれあい体験事業］<br>・中高生や大学生を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、リズム遊び等の乳幼児の世話や遊びの体験等の乳幼児と触れ合う機会を設ける。<br>［フッ化物洗口事業］<br>子どもの健康課題のひとつであるむし歯予防の取組みとして、学校及び関係団体と連携を図りながらフッ化物洗口の普及を目指す。 |

| | |
|---|---|
| 構成<br>細事業名 | ・子ども・若者総合相談センター<br>・妊娠相談整備事業<br>・少子化対策推進事業<br>・要保護児童対策地域協議会運営（再掲）<br>・性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業<br>・エイズ及び性感染症対策事業<br>・赤ちゃんとのふれあい体験事業<br>・ひきこもり相談、精神保健相談、こころの健康相談<br>・フッ化物洗口事業 |
| 方向性 | ・家庭、地域、関係機関等と連携した思春期の健康づくりの推進に努めていく。<br>・エイズ検査を受けやすい相談検査体制の充実を図る。<br>・赤ちゃんとのふれあい体験事業について、事業の周知を図り、多くの中高生や大学生が体験できるよう機会を拡充する。<br>・学校及び関係団体と連携を図りながらフッ化物洗口の普及を図る。 |

### 施策３　食育の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 食育の推進　**健康づくり推進課、保育幼稚園課、健康教育課** |
| 事業概要 | [栄養改善・食育推進事業]<br>・子どもたちの健全な食生活を実践するため、健康相談等を通して、共食の重要性や体験を通じた食育の推進を図る。<br>・乳幼児期の子どもたちとその保護者の食育に携わる保育所・幼稚園、地域支援者と協働でそれぞれの専門性を活かした地域における食育活動を展開する。<br>[学校給食・食育推進事業]<br>・学校での「ふれあい給食」の実施、保育所・幼稚園での食育に関する計画の策定、保育所での給食実物等の展示等を通じ、食育の推進を図る。 |
| 構成<br>細事業名 | ・食育推進ネットワーク事業、子どもの食育推進事業、食の安全安心・食育推進事業<br>・学校給食・食育推進事業 |
| 方向性 | ・地域における関係団体の連携を促進し、食育推進を図る。<br>・学校給食・保育所給食を「生きた教材」として活用し、経験を通して食の大切さを学ぶことができるよう取り組みを進める。 |

### 施策４　小児医療（救急医療体制）の確保

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 小児医療（救急医療体制）の充実　**医療政策課** |
| 事業概要 | いつでも安心して子育てができるよう、緊急時等の小児救急医療体制を次のとおり整える。<br>①　休日・夜間急患センターにおける毎夜間・休日の小児科診療<br>②　在宅当番医制による休日小児科診療<br>③　年末年始期間における休日・夜間急患センターでの 24 時間小児科診療<br>④　年末年始期間における在宅当番医制による小児科診療<br>⑤　小児救急電話相談（熊本県の事業） |
| 構成<br>細事業名 | ・救急医療対策事業 |
| 方向性 | 小児の救急患者は年々増加傾向にある。今後も医師会や大学病院などの医療機関の協力を得ながら現在の小児救急体制を維持していくとともに、市民へ適切な救急医療の利用についての広報啓発に努める。 |

## 施策５　子どもの権利の保障

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 子どもの権利の保障　　**人権推進総室、人権教育指導室、広聴課** |
| 事業概要 | ［人権啓発事業］<br>・人権啓発セミナー、人権啓発作品公募などの市民参画型の人権啓発事業を通して、人権に対する意識を高める。<br>［子どもフォーラム開催運営］<br>・子どもの意見表明の機会を確保するとともに、「児童の権利に関する条約」の周知を図る目的で「子どもフォーラム」を開催する。<br>［子どもたちとのゆめトーク］<br>・熊本市のまちづくりや将来像等について、市長と中学生が自由に意見交換を行い（夢を語り合い）、子どもたちにまちづくり等への関心を持たせ、まちづくりへの参加意識の醸成を図るとともに、その意見を市政に反映させる。<br>［いじめ・不登校対策］<br>・いじめ･不登校対策事業では、各学校の相談室に「心のサポート推進員」の配置や、熊本大学教育学部と連携し不登校等児童生徒に対する大学生「ユア・フレンド」の派遣、急激な環境の変化等による先進的な悩みや不安等を抱える児童生徒の緊急的なカウンセリングや事件事故等において被害を受けた児童生徒・保護者の心のケア等を行う相談員の派遣を行う。<br>［子ども・若者総合相談センター運営］（再掲）<br>・子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・人権啓発事業<br>・子どもフォーラム開催運営<br>・子どもたちとのゆめトーク<br>・いじめ・不登校対策事業<br>・いじめ防止対策推進法関連事業<br>・子ども・若者総合相談センター運営（再掲） |
| 方向性 | ・人権啓発事業を効果的に進めるとともに、関係機関との連携を強化し、それぞれの団体等が行う人権教育啓発事業を支援する。<br>・市長との直接対話を通して、子どもたちの市政への関心を高めるとともに、意見を幅広く把握し、本市施策に反映していく。<br>・学校や地域において、子どもの意見表明の集会等の継続的な実施を推進する。 |

## 施策６　学校教育の推進

| 中事業名 | 学校教育の推進　　**教育委員会事務局** |
|---|---|
| 事業概要 | ［乳幼児時期における教育の推進］　（私学助成（幼稚園）、児童館など（再掲））<br>［心の教育推進事業］<br>・ナイストライ事業では、地域や自然の中での勤労生産活動、職場体験活動、ボランティア･福祉体験活動等を通じて生徒の豊かな心を育み、子どもの勤労観就業観や主体的･実践的な態度を育成する。<br>・就労体験学習事業では、緑化活動、勤労体験活動等を行い、食育や農業への理解を深め、子どもの社会性を養い豊かな心を育む。<br>・幼児教育事業では幼少の円滑な接続を図るため、就学前手引書として「ピカピカ１年生カレンダー」を作成し、就学児健康診断等の際に配布する。<br>・子ども議会では、次代を担う子ども達の市政に対する意見を聞くとともに、子ども達が熊本の暮らしや未来について語り合う場を提供し、将来の熊本市を担う市民としての意識の高揚を図る。<br>［教育相談等事業］<br>・いじめ･不登校対策事業では、各学校の相談室に「心のサポート推進員」の配置や、熊本大学教育学部と連携し不登校等児童生徒に対する大学生「ユア・フレンド」の派遣、急激な環境の変化等による先進的な悩みや不安等を抱える児童生徒の緊急的なカウンセリングや事件事故等において被害を受けた児童生徒・保護者の心のケア等を行う相談員の派遣を行う。（再掲）<br>・いじめや不登校をはじめ生徒指導上の諸問題など学校だけでは解決が困難な問題について、スクールソーシャルワーカー(SSW)を小中学校に派遣する。また、いじめ･不登校・暴力行為などの児童生徒の問題行動等に関して高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行うためスクールカウンセラー(SC)を配置する。<br>［特別支援教育事業］（再掲）<br>・教育活動において支援を要する幼稚園・小中学校に対して、幼児児童生徒の安全の確保及び学習環境の改善を図るため、担任の補助となる臨時的任用職員(学級支援員)を派遣する。<br>［人権教育推進事業］<br>・児童生徒、教職員等の人権尊重の精神を高めるとともに、様々な人権問題や差別をなくしていく実践力を身につけるため、各校･園における研修の実施や校長･園長･教諭等が参加するの各種人権教育研修会を実施する。<br>・子どもの意見表明の機会を確保するとともに、「児童の権利に関する条約」の周知を図る目的で「子どもフォーラム」を開催する。（再掲）<br>［教育内容充実事業］<br>・子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行うために、少人数学級や少人数指導を実施する。また、その効果を高めるため、研究推進体制を構築し、指導方法の共有化や授業力の向上に取り組み教職員の指導力の向上を図る。<br>・基礎学力の確実な定着を図るため、問題集「学びノート」を作成し、その活用を通じて学ぶ意欲や学びの習慣化を目指し子どもたちの基礎学力の定着を図る。 |

・総合的な学習の時間の内容充実を図り「生きる力」の育成を図るとともに、円滑な学習が行われるよう学習環境の整備を行う。

[学校図書館充実事業]

・学校図書館の機能の充実と円滑な運営を行うため、図書館主任や司書教諭の補助として補助員を配置するとともに、蔵書の充実を図るため国が定める学校図書館図書標準を全ての小中学校で達成するよう図書の購入を進める。

[就学支援事業]

・就学援助として、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒のため、保護者に対し学用品費・学校給食費等の援助を行う。(再掲)

[国際教育事業]

・ブラッシュアップイングリッシュ事業では、子ども達にグローバル社会に求められる英語力と異なる国や文化の人々と積極的にコミュニケーションを図る態度を育てるためイングリッシュキャンプなどの体験活動的英語教育を実施するとともに、英語教育の早期化を見据え、拠点校配置などによる研究を進める。

[情報教育事業]

・学校や公民館、市立図書館等の間を光回線等により結び、快適かつ安全なネットワークを構築し、適切な運用な活用支援を行う。

[教職員研修事業]

・各種研修を実施することにより教職員の資質及び指導力の向上を図る。

[健康づくりの推進事業]

・性に関する指導･薬物乱用防止教育推進事業では、各小中学校において、指導案集や指導資料集などを活用しながら、発達段階に応じた指導を進めている。また、教職員を対象とした専門家等による研修会の開催や授業研修会、実践発表を通じて指導力の向上を図っている。(再掲)

・子どもの健康づくり･体力向上推進事業では、「いきいき健康づくりプログラム」等を活用しながら児童生徒の体力向上と健康の増進に取り組む。また、「体力向上のための推進委員会」を設置し、運動部活動のあり方の検討とあわせ体力向上に向けた新たなプログラムを作成する。さらに、肥満度 20%以上の児童生徒及びその保護者に対して健康手帳を配布し、自己管理を徹底させるとともに小児生活習慣病予防検診を実施することにより生活習慣病予防を図る。

[学校給食充実事業]

・学校給食･食育推進事業では、楽しい食事を通じた健やかな心身の育成及び生涯を通じて望ましい食生活を営む態度を養うことを目的として、地域の人たちを学校に招き交流を深め、一緒に給食を食べる「ふれあい給食」活動を実施する。(再掲)

[学校施設整備事業]

・老朽化し構造的に耐力が不足している校舎等について改築を行うとともに、教室不足を解消するための増築を行う。また、分離新設校を建設する。

[学校安全推進事業]

・こどもひなんの家の設置など危機管理体制の充実、AED の維持管理など安全な環境の保持を図るとともに、登下校を含め安全な学校生活を送るために各学校における学校安全対策協議会の定期的な開催による家庭、地域や関係団体との連携強化及び共通理解を深める。

[学校給食施設整備事業]

| | |
|---|---|
| | ・ウェットシステムの給食施設を学校給食衛生管理基準に沿ってドライシステムへ改修するほか、新設する給食施設についてもドライシステムを採用し整備する。<br>[学校地域連携事業]<br>・学校･地域連携推進事業では、地域の人々が教育活動等様々な分野で学校を支援する「学校支援ボランティア」の充実を図るとともに、保護者や地域住民等の助言を聴き、それを学校運営等に活かす「学校評議員制度」を活用し、地域と連携協力した開かれた学校づくりを進める。<br>・「幼小中連携の日」の交流については、協調性や思いやりの心を育むとともに、教育内容や児童生徒の相互理解を深めるために、学校・園間の連携や交流を推進する。同一校区内の幼保小がそれぞれの教育活動等の理解を深める場として、学期に 1 回「幼小中連携の日」を設定し、学校(園)間の連携を推進している。 |
| 構成<br>細事業名 | [乳幼児時期における教育の推進]（私学助成（幼稚園)、児童館管理運営など（再掲)）<br>[心の教育推進事業]<br>・ナイストライ事業、勤労体験学習事業、子ども議会、こどもエコセミナー事業、幼児教育事業、感性をみがく教育の推進（芸術)、ふるさとに学ぶ教育充実事業、道徳教育総合支援事業、各種団体助成<br>[教育相談等事業]<br>・いじめ・不登校対策事業（再掲)、教育相談等事業、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業、スクールカウンセラー配置事業、学校非公式サイト等パトロール事業、いじめ防止対策推進法関連事業（再掲）<br>[特別支援教育事業]（再掲）<br>・学級支援員派遣事業、笑顔いきいき特別支援教育推進事業、特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業<br>[人権教育推進事業]<br>・人権教育事業、子どもフォーラム(再掲)<br>[教育内容充実事業]<br>・少人数学級事業、総合的な学習の時間推進事業、就職支援キャリア・アドバイザー、教育指導行政事業、「学びノート教室」開催（再掲)、小中一貫教育関係、学力向上対策事業、子ども読書活動推進事業<br>[学校図書館充実事業]<br>・小・中学校図書館充実事業、学校図書館支援センター推進事業<br>[就学支援事業]<br>・小・中就学奨励事業、小・中就学援助事業（再掲）<br>[国際教育事業]<br>・英語指導者招致事業、国際教育関係事業、ブラッシュアップイングリッシュ事業<br>[情報教育事業]<br>・地域教育情報ネットワーク事業<br>[教職員研修事業]<br>・教職員研修事業、教職員の資質・指導力向上事業、授業力向上支援員派遣事業、県費負担教職員人事管理経費、健康教育関連教職員研修、管理職リーダーシップ向上経費<br>[健康づくりの推進事業] |

| | |
|---|---|
| | ・性に関する指導・薬物乱用防止教育推進事業(再掲)、子どもの健康づくり・体力向上推進事業、保健体育行政経費、夏休みプール開放事業<br>[学校給食充実事業]　・学校給食・食育推進事業（再掲）<br>[学校施設整備事業]<br>・小・中義務教育施設整備、特別支援学校建設事業（小中学部・高等部）<br>[学校安全推進事業]　・学校安全推進事業<br>[学校給食施設整備事業]　小・給食室施設整備事業、中・共同調理場施設整備事業<br>[学校・地域連携事業]　・学校・地域連携推進事業 |
| 方向性 | ・熊本市教育振興基本計画に基づき、人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、自然体験や農業・漁業等の勤労体験などの様々な体験的学習の充実に努める。<br>・子どもたちの悩みや不安に対して、問題解決の支援を行う相談体制を充実するとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導を行うため、特別支援教育の充実を図る。<br>・教職員の指導力の向上に努めるとともに、35 人以下の少人数学級や少人数指導などを活用し、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行い、学ぶ楽しさや分かる喜びのある授業を行う。<br>・子どもたちの体力の向上と健康づくりの推進を図るために体力向上実践校を指定するとともに、望ましい食習慣や健康管理能力を育てる食育を推進する。<br>・学校等施設の整備・耐震化を進めるとともに、通学路の点検や「こどもひなんの家」の設置による子どもたちの安全確保など、教育環境の整備を推進する。<br>・学校支援ボランティアの充実を図るとともに、学校評議員制度等を活用して、地域と連携した学校づくりを推進する。 |

## 施策７　子ども・青少年の健全育成の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 子ども・青少年の健全育成<br>**青少年育成課、まちづくり交流室（生涯学習推進課）、博物館、健康福祉政策課、総合支援課、教育センター、指導課、スポーツ振興課** |
| 事業概要 | ［子ども・若者総合相談センター運営など］（再掲）<br>・子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。<br>［校区青少年健全育成助成などの子ども交流活動支援］<br>・関係団体や地域と連携して青少年の自主性や社会性を育む社会参加活動等を推進するとともに、青少年に好ましい環境の整備に努める。<br>［青少年センター活動］<br>・地域や関係機関･団体と連携協力のもと青少年の健全育成と非行防止を目的として、街頭指導活動や広報啓発活動などを実施する。<br>［公民館子ども活動支援］<br>・子どもたちの思いやりや自主性、協調性や社会性等を育成するため、公民館において、様々な講座、イベントを実施し子どもたちの体験活動を推進する。<br>［すこやか交流広場管理運営］<br>・農業体験を通じた自然とのふれあいや世代間交流を図るため、モデル農園の運営及び栽培支援、様々な目的に利用できる広場の提供を実施する。<br>［その他］<br>・その他、子ども・青少年の健全育成に向けた取り組みを行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ［子ども・若者総合相談センター運営など］（再掲）<br>・子ども・若者総合相談センター運営、夜間・休日子ども総合相談事業<br>［校区青少年健全育成助成などの子ども交流活動支援］<br>・中学生地域交流推進事業、校区青少年健全育成助成、プレイパーク開催推進、青少年活動支援事業<br>［青少年センター活動］　・青少年センター活動<br>［公民館子ども活動支援］　・公民館子ども活動支援<br>［すこやか交流広場管理運営］　・すこやか交流広場管理運営<br>その他の取り組み<br>［ナイストライ事業］　・ナイストライ事業（再掲）<br>［子どもの健康づくり・体力向上推進事業］　・子どもの健康づくり・体力向上推進事業（再掲）<br>［ひきこもり相談など］　・ひきこもり相談、こころの健康相談（再掲）<br>［子ども発達支援センターによる支援］（再掲）<br>・子ども発達支援センター運営、子育て安心親支援事業、子育てスマイルサポート事業<br>［発達障がい者支援センターによる支援］（再掲）<br>・発達障がい者支援センター運営事業 |

| | |
|---|---|
| | ［青少年の体験・交流活動推進など］<br>・熊本城子どもわくわく体験学習、子ども科学・ものづくり事業、<br>地域子ども活動推進事業、青少年国内・国際交流<br>・地域教育情報ネットワーク、学校非公式サイト等パトロール事業<br>［児童館等］（再掲）<br>・児童館管理運営（１１ヶ所）、（植木町）民間児童館活動事業助成、<br>「雑草の森」管理運営費助成<br>［放課後児童クラブ（児童育成クラブ等）］（再掲）<br>・児童育成クラブ管理運営、児童育成クラブ施設整備<br>［放課後子供教室］（再掲）<br>・学びノート教室開催　（再掲）、子どもスポーツ教室（再掲） |
| 方向性 | ・地域が主体となる事業については、区役所を中心として、これまで以上に関係団体や地域との連携を強化しながら事業を推進する。<br>・関係機関との連携を強化し、問題への迅速な対応に努めるとともに、様々な困難を抱える子どもや若者を支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づくネットワークの構築と支援体制の整備を推進する。<br>・青少年指導員や専任指導員等による街頭指導に取り組むとともに、ＳＮＳ等の不適切な利用から青少年を守るための広報啓発活動を拡充する。<br>・子どもたちの体験活動及び学習の機会や場の拡充、情報の提供を行う。<br>・公民館子ども活動について、地域の活動拠点施設である公民館を活用し、子どもたちが地域交流や体験学習できるよう、講座内容の充実を図る。<br>・子どもたちに熊本の歴史や文化を学ぶ機会を提供するとともに、自然体験活動の機会の充実を図る。 |

## 基本方針３
## 子どもが育つ安心の環境づくり

### 施策１　地域における子育て支援活動の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ①　地域における子育て支援活動の推進　**子ども支援課、保育幼稚園課** |
| 事業概要 | ［子育て支援ネットワーク推進事業］<br>・市内各小学校区で結成された子育て支援ネットワークに対して、それぞれの地域（校区）の特性に応じて、「地域の子育て支援を考え、実践するしくみ」を作るために、各区役所保健子ども課の保健師等が中心となって、地域コミュニティと連携してその活動を支援する。<br>［エンゼル基金事業］<br>・次代を担う子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資するため、子育て支援活動等を行う団体に対し、活動資金の一部を助成する。<br>［私立保育所地域活動助成など］<br>・小学校低学年児童の受入れ、世代間交流事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業など、保育所における地域活動に対する助成を行う。 |
| 構成<br>細事業名 | ・子育て支援ネットワーク推進事業<br>・エンゼル基金事業<br>・私立保育所地域活動助成、公立保育所地域活動助成<br>・乳幼児ママ・パパ教室事業（再掲） |
| 方向性 | ・区役所管内毎の連携強化や、全市的な情報の共有や連携に取り組む。<br>・制度の周知に努めるとともに、助成団体の育成や活性化を図り、団体間のネットワーク化を推進する。 |

### 施策２　子育てに役立つ情報提供等の推進

| | |
|---|---|
| 中事業名 | 子育て支援情報提供等　**子ども支援課・各区保健子ども課** |
| 事業概要 | 多くの人が子育て支援情報を入手できるよう、ホームページの公開や情報誌の配布などを行うとともに、子どもの成長段階に応じて、必要な時期に必要な情報を提供する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・子育て支援情報提供事業<br>・妊産婦保健指導（再掲）、妊婦健康診査（再掲）、乳幼児健康診査（再掲） |
| 方向性 | ・子どもの成長段階に応じて必要な情報の提供に努める。<br>・携帯電話や情報誌を活用し、最新の子育て支援情報提供に努める。<br>・必要とするときに必要な情報をわかりやすく親しみやすい内容で伝える。 |

## 施策３　ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し

| | |
|---|---|
| 中事業名 | ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し<br>**子ども支援課、保育幼稚園課、男女共生推進室、産業政策課** |
| 事業概要 | ［男女共同参画意識啓発事業］<br>・家庭･職場･学校･地域等での男女共同参画を進めるために、啓発紙などによる啓発活動や、男女共同参画に関する出前講座、「男女共同参画センターはあもにい」におけるセミナーの開催等学習機会の提供に取り組む。<br>［社会参画支援事業］<br>・「男女共同参画センターはあもにい」における、はあもにいフェスタや各種セミナーの実施及び情報資料室、総合相談室の運営等に取り組み、男女の自立と社会参画を支援する。<br>［企業の子育て支援推進事業］<br>・市内企業の現在の両立支援制度の導入状況、利用状況等を把握し、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業の認定をする。<br>［雇用の安定と拡大事業］<br>・大学・短大等卒業予定者、高校卒業予定者を対象とした就職面接会を労働局・ハローワークとの共催により実施し、雇用機会の創出を図る。また、中高年齢者を対象としたセミナーや介護人材初任者研修講座の開催、求人企業と求職者の就職促進会、理工系大学生を対象とした学内での企業ガイダンスを開催する。<br>［企業立地（誘致）促進事業］<br>・優遇制度等を活用し、本市への企業立地を促進することにより、女性をはじめとした市民の雇用の場や所得の向上、市税収入の増加を図る。<br>［立地企業支援事業］<br>・本市に多く立地し、女性の雇用に大きく貢献しているコールセンター等のオフィス系企業の事業活動を支援するため、市民向けの就職講座の開催や従業員向けのスーパーバイザー研修等を行う。<br>［労働力の確保事業］<br>・熊本市の小規模事業所等の労働力を確保するため熊本市産業開発求人対策協議会を助成し、また、雇用の安定と確保を図るため熊本雇用対策協議会の会費を負担する。<br>［ＵＩＪターン就職促進事業］<br>・熊本にて働く意欲のある求職者と地元企業との合同就職面接会を実施する。（開催場所：福岡・東京各１回） |
| 構成<br>細事業名 | ・男女共同参画啓発事業、男女共同参画支援事業<br>・少子化対策推進事業<br>・雇用の安定と拡大事業<br>・企業立地（誘致）促進事業<br>・立地企業支援事業<br>・労働力の確保事業<br>・ＵＩＪターン就職促進事業<br>・認可外保育施設助成事業（再掲） |

| | |
|---|---|
| 方向性 | ・事業の内容の充実に努めるとともに市民参画・協働の視点で具体的に男女共同参画意識の醸成を図る。<br>・男女共同参画の推進体制の整備と活動への支援の充実を図る。<br>・社会全体で父親の子育てを支援する意識の醸成を図る。また、家族の日・週間（11 月の第 3 日曜日とその前後の各 1 週間）事業にあわせ、推進月間として展開していく。<br>・子育てしやすい環境づくりに取り組む企業の認定・表彰・公表を行い、企業に対し子育てにやさしい職場環境整備を支援する。<br>・雇用機会の創出を図るため、企業と求職者のマッチング等様々な事業を展開していく。 |

**施策４　地域における子育て支援サービスの充実【再掲】**

基本方針１　施策１（P53～55）

**施策５　保育サービス及び幼児教育の充実【再掲】**

基本方針１　施策２（P56～57）

**施策６　放課後児童対策の推進【再掲】**

基本方針１　施策３（P58）

**施策７　社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援【再掲】**

基本方針１　施策４（P59～62）

**施策８　妊産婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進【再掲】**

基本方針２　施策１（P68～70）

**施策９　小児医療（救急医療体制）の確保【再掲】**

基本方針２　施策４（P73）

**施策１０　子ども・青少年の健全育成の推進【再掲】**

基本方針２　施策７（P79～80）

## 基本方針４
## 「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない支援

### 施策１　結婚・妊娠・出産支援

| 中事業名 | 結婚・妊娠・出産支援　**子ども支援課、青少年育成課** |
|---|---|
| 事業概要 | ［少子化対策推進事業］<br>・熊本市内の中学校・市立高校・各大学と連携し、若年層の雇用環境等や、少子化・晩婚化・未婚率・年齢と妊娠の関係等についての正しい知識の情報提供を行う。<br>・未婚者に対し情報提供を行い、今後のライフプラン設計を考えるきっかけづくりとともに、結婚から子育てまでについての理解や結婚に対する意識の醸成を図る。<br>［妊婦健康診査］（再掲）<br>妊婦の健康増進を図るため健康診査費用を助成し、安心して妊娠・出産できる環境を整える。<br>［妊娠・子育て悩み相談事業など］（再掲）<br>・妊娠に関する悩み、子育ての不安、経済的支援など多岐にわたる相談に 24 時間体制で電話対応し、妊娠・子育ての安心・安定を図る。また、相談者の悩みに応じて適切な相談機関等に繋ぎ、支援制度等についての情報提供を行う。さらに、市民病院助産師外来においても妊娠・出産・母乳育児に関するホットラインを設置し各種相談に助産師が 24 時間対応する。 |
| 構成<br>細事業名 | ・少子化対策推進事業<br>・妊婦健康診査（再掲）<br>・妊娠相談整備事業（再掲）<br>・子ども・若者総合相談センター運営（再掲）<br>・夜間・休日子ども総合相談事業（再掲）<br>・特定不妊治療費助成事業（再掲） |
| 方向性 | ・若年層や未婚者の意識の醸成を図ることで、晩婚化や晩産化を未然に防ぐ。<br>・妊娠中の健康管理の充実を図るため、受診率等の向上を図る。 |

### 施策２　子育て支援の充実　【基本方針 1～3 の各事業】

### 施策３　ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し【再掲】

基本方針３　施策３（P82～83）

# 資　料　編

# 熊本市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第１項の規定に基づき、熊本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（2）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（3）　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉子ども局において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 熊本市子ども・子育て会議委員名簿

| 委員氏名 | 団体・委員役職 | 分　野 |
|---|---|---|
| ｱｶﾏﾂ　ﾘﾂｺ<br>赤松　律子 | 熊本市民生委員児童委員協議会<br>主任児童委員部会副部会長 | 主任児童委員 |
| 〈会長〉<br>ｲﾄｳ　ﾖｼﾀｶ<br>伊藤　良高 | 熊本学園大学社会福祉学部教授 | 学識経験者 |
| ｵｻﾞﾄ　ﾋﾛｺ<br>尾里　裕子 | 熊本県養護協議会<br>藤崎台童園園長 | 社会的養護 |
| ｻｲﾄｳ　ﾊﾙﾐ<br>齊藤　晴美 | （株）熊本放送<br>総務局総務部次長<br>※H25.5.31～H26.4.22　中川　幸生（ﾅｶｶﾞﾜ ﾕｷｵ）<br>※H26.5.30～H26.12.8　平山　　英（ﾋﾗﾔﾏ ｽｸﾞﾙ）<br>（いずれも熊本県経営者協会） | 事業主代表 |
| ｼｹﾞｵｶ　ｹｲｲﾁ<br>重岡　啓一 | 熊本市保育園連盟理事長<br>たつだ保育園園長 | 保 育 |
| ｽｷﾞﾉﾊﾗ　ﾖｼｺ<br>杉之原　佳子 | 熊本市医師会<br>さくらんぼこどもクリニック院長 | 医 療 |
| ﾄｸﾔﾏ　ﾘｴ<br>徳山　理恵 | 公募委員 | 子育て当事者 |
| ﾅｶﾔﾏ　ｷﾞｼｮｳ<br>中山　義紹 | 熊本市私立幼稚園協会<br>高平幼稚園園長 | 幼児教育 |
| ﾉﾑﾗ　ｼﾞｭﾝｺ<br>野村　順子 | 公募委員<br>ＮＰＯ法人くらしコンシェルジュ代表 | 子育て支援当事者 |
| ﾌﾙｻﾜ　ﾄｼﾐﾂ<br>古澤　利光 | 連合熊本地域協議会議長 | 労働者代表 |
| ﾐｽﾞﾉ　ﾅｵｷ<br>水野　直樹 | 公募委員 | 子育て当事者 |
| 〈副会長〉<br>ﾔﾏﾉ　ﾖｼｺ<br>山野　佳子 | 熊本市ＰＴＡ協議会常任理事<br>湖東中学校 市ＰＴＡ担当副会長 | 保護者<br>（学校教育） |
| ﾖｼﾑﾗ　ｹｲｼﾛｳ<br>吉村　圭四郎 | 熊本市青少年健全育成連絡協議会会長 | 青少年健全育成 |

（敬称略･50音順　H27.3現在）

# 熊本市子ども輝き未来プラン策定経緯

| 年度 | 回 | 月　日 | 主な審議内容 |
|---|---|---|---|
| 平成25年度 | 第1回 | 5月31日 | 会議の運営、新制度について |
| | 第2回 | 7月24日 | 基本指針（たたき台）について、ニーズ調査票イメージ（案）について |
| | 第3回 | 9月　5日 | 会議スケジュールについて、基本指針について、ニーズ調査について |
| | 第4回 | 11月　6日 | ニーズ調査について、教育・保育提供区域の設定について |
| | 第5回 | 1月26日 | ニーズ調査結果報告について |
| | 第6回 | 3月26日 | 量の見込み推計結果（案）について |
| 平成26年度 | 第1回 | 4月24日 | 量の見込み推計結果（案）について |
| | 第2回 | 6月30日 | 量の見込み推計結果並びに確保方策（案）、各種基準条例（案）、（仮称）「子ども・子育て総合計画」骨子イメージについて |
| | 第3回 | 7月17日 | 教育・保育圏域別量の推計・確保方策（中間報告）、放課後児童育成クラブ確保方策の考え方、（仮称）「子ども・子育て総合計画」骨子（案）について |
| | 第4回 | 8月21日 | 教育・保育圏域別確保方策、放課後児童育成クラブ確保方策、各種基準条例（案）のパブリックコメント結果について |
| | 第5回 | 10月30日 | （仮称）「熊本市子ども輝き未来プラン」素案（たたき台）、利用定員について |
| | 第6回 | 11月11日 | （仮称）「熊本市子ども輝き未来プラン」素案について |
| | 第7回 | 2月10日 | （仮称）「熊本市子ども輝き未来プラン」案、利用定員について |

発　　行　　平成２７年３月
編　　集　　熊本市 健康福祉子ども局　子ども支援課
〒860−8601　熊本市中央区手取本町１－１
電 話 番 号　　０９６−３２８−２１５８（直通）
ＦＡＸ番号　　０９６−３５１−２１８３
ホームページ　　http://www.city.kumamoto.jp/
電子メール　　kodomoshien@city.kumamoto.lg.jp

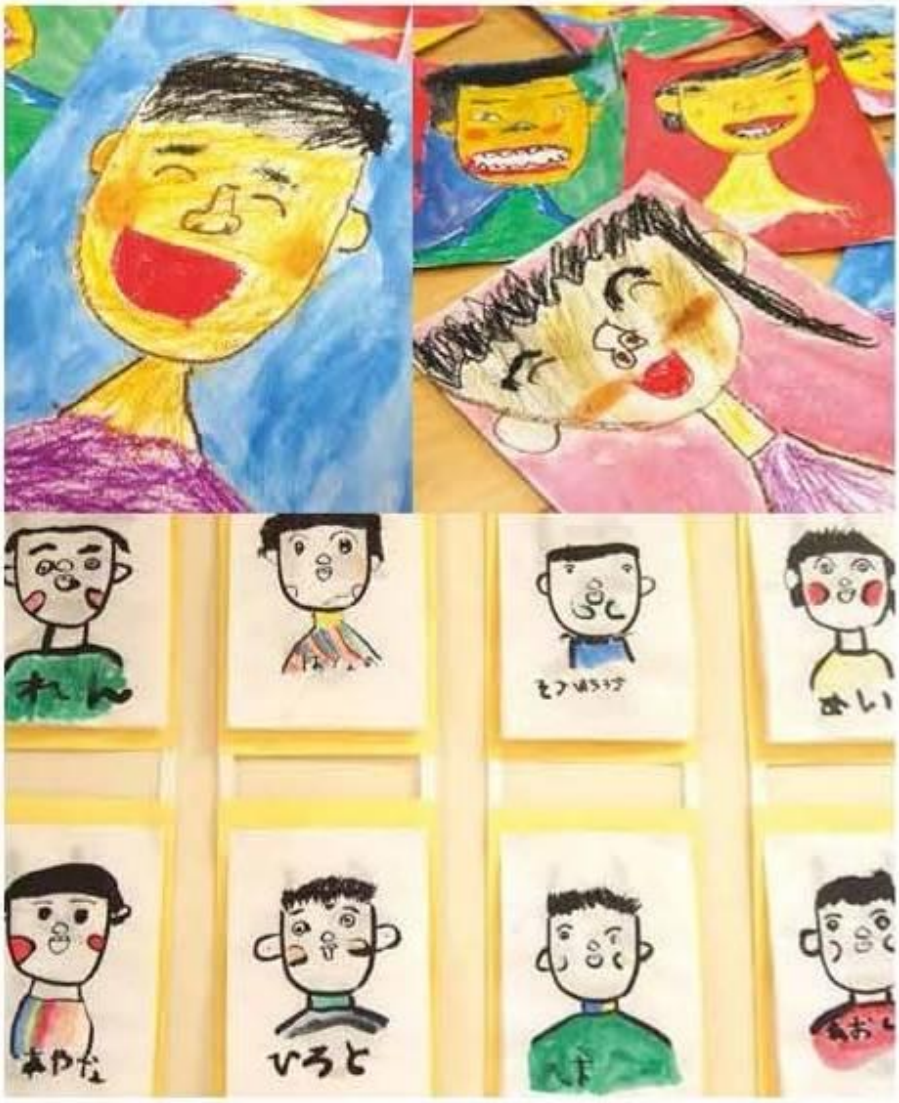

表紙：城東保育園．らいおんぐみ